弘前市旧相馬村区域
過疎地域持続的発展計画

（令和８年度～令和１２年度）



青森県弘前市

弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画　目次

１．基本的な事項

（１）市の概況・・・

ウ　商工業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
エ　観光及びレクリエーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（４）産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（５）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・28

４．地域における情報化

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
ア　情報処理・通信技術を担う人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・29
イ　インターネット環境の整備と構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

５．交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
ア　市道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
イ　農道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
ウ　林道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
エ　交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
オ　交通安全施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
ア　市道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
イ　農道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
ウ　林道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
エ　交通の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
オ　交通安全施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・32

６．生活環境の整備

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
ア　水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
イ　下水処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
ウ　消防施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
エ　廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
ア　水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
イ　下水処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
ウ　消防施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
エ　廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

７．子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
ア　子育て環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
イ　高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
ウ　その他保健及び福祉の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
ア　子育て環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
イ　高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
ウ　その他保健及び福祉の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

８．医療の確保

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

９．教育の振興

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
ア　義務教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
イ　社会教育、スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
ウ　社会教育施設、集会施設、体育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
ア　義務教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
イ　社会教育、スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
ウ　社会教育施設、集会施設、体育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（３）計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（４）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

１０．集落の整備

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

１１．地域文化の振興等

（１）現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（２）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

（３）計画・・・

1．基本的な事項

（１）市の概況

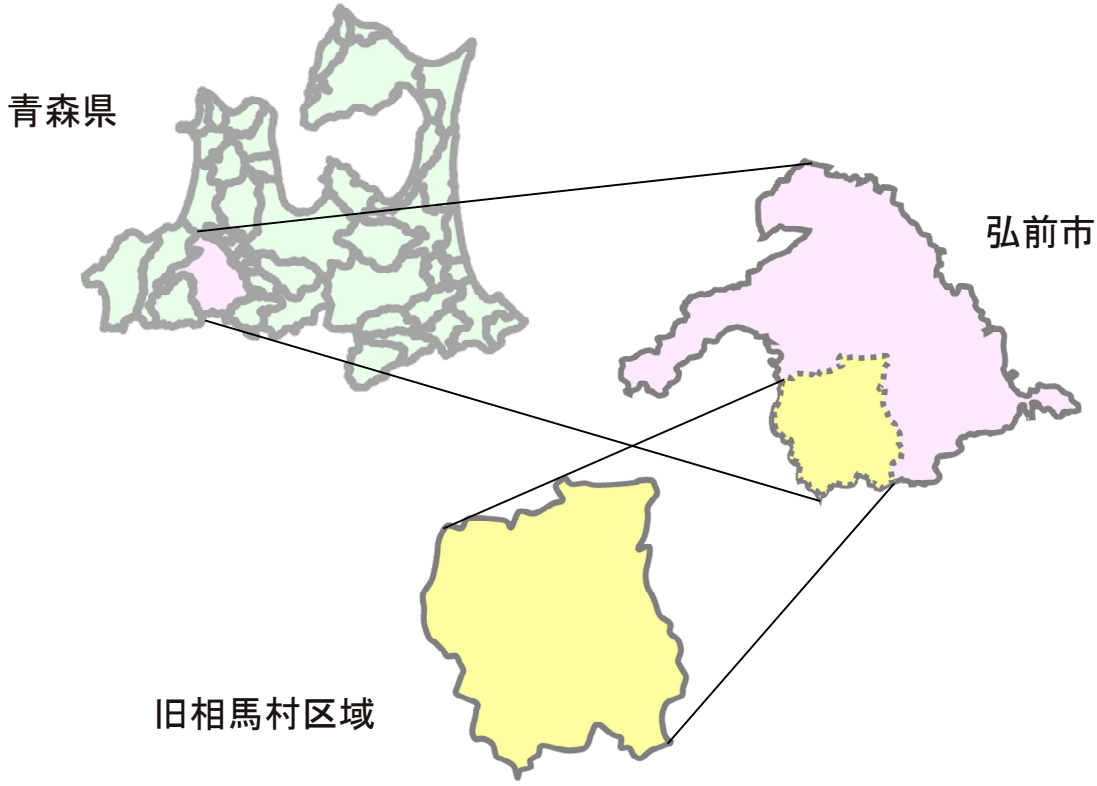
ア　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①　自然的条件

弘前市（以下「本市」という。）は、青森県の南西部に位置し、総面積 524.20 ㎢の内陸型地域で、東に奥羽山脈の八甲田連峰を望み、西に「津軽富士」と呼ばれる青森県最高峰の霊峰岩木山を有し、南には、秋田県にまたがり世界遺産に登録されている白神山地が連なり、山々に抱かれた平野部においては、白神山地に源を発し、やがては十三湖を経て日本海へ注ぐ県内最大流域面積の一級河川岩木川が、約 30 ㎞におよび緩やかに北流しており、この岩木川には平川、浅瀬石川が合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野では県内屈指の穀倉地帯を形成しています。また、平野周辺部の小高い丘陵地帯には、青森県産のりんごの約 4 割を生産する樹園地が 80.95 ㎢にわたり広がっています。さらに、その地域を取りまくように山林地帯が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれています。

旧相馬村区域は市域の南西部に位置し、東西11㎞、南北14㎞とほぼ長方形で面積103.54㎢を有し、河川流域の平坦部に水田が開け、丘陵地域はりんご園、高地は森林地帯となっています。

季節の移り変わりがはっきりとしており、桜や紅葉など四季折々の美しい津軽の自然を楽しむことができますが、積雪が多く、自動車の交通が途絶することがあるなど、住民生活に著しい支障が生じる地域として「特別豪雪地帯」の指定を受けている地域でもあります。



② 歴史的条件

本市は、初代弘前藩主津軽為信が慶長8年（1603年）に高岡（後の弘前）の地に町割りを行って以来、弘前藩10万石の城下町として約400年の歴史を刻んでいます。

明治4年の廃藩置県で弘前県となりましたが、その後に青森県となり、明治22年には全国30市とともにいち早く市制を施行しました。

昭和24年には官立弘前高等学校と、青森師範学校及び青森医学専門学校を母体に国立弘前大学（現国立大学法人弘前大学）が設置されたほか、現在は私立大学3校も含め数多くの学校があり、東北屈指の学園都市となっています。また、弘前公園で開催される弘前さくらまつりと弘前城は全国的にも知られており、それらを代表とする数々の文化財と恵まれた自然環境から文化都市・観光都市として認知されております。

平成 18 年 2 月 27 日には、岩木町、相馬村と合併し、新「弘前市」が誕生しました。合併協議会で策定した「新市建設計画」を踏まえつつ、社会経済環境の大きなうねりに適時適確に対応し、現在は本市の最上位計画である「弘前市総合計画」に基づき、施策を展開しています。

歴史を振り返ると、旧相馬村区域は早くから開けた土地で、先住民の遺跡や伝承が数多く残っています。

平安時代、大同 2 年（807 年）坂上田村麻呂が東征の折、旧相馬村区域にも戦乱が及び、相馬山の蝦夷討伐に功績のあった首長を葬ったという石堂塚の伝説が今に伝えられています。

鎌倉時代、元弘 3 年（1333 年）、時の執権北条高時が勤皇軍に破れて鎌倉幕府が滅び、その重臣が奥羽津軽に逃げ落ち、最後に籠城したのが現在の藤沢地区にその跡がある持寄城だと言われています。

建武 2 年（1335 年）頃にはこの落人の一部が住みつき田畑を開いたと言われ、村と中央との交流が行われたのはこの頃からとされています。

明治 4 年の廃藩置県によって、湯口・黒滝は第三大区第二小区に、相馬・紙漉沢・五所ほか 6 地区は第三大区第四小区に属しました。その後、明治 11 年にはこの大小区制も廃止され、戸長役場が統括するようになり、明治 22 年町村制の施行によって、湯口・黒滝・五所・水木在家・紙漉沢・坂市・藤沢・相馬・大助・藍内・沢田の 11 大字をもって相馬村と命名し、役場を五所に置きました。

昭和 8 年、舟打鉱山の発展に伴って、行政区に舟打地区を加え、昭和 22 年地方自治法施行とともに、大字相馬の区域から山田、前相馬、桐ノ木沢の 3 地区が独立し 15 行政地区に区画されていましたが、同 37 年 9 月、貿易自由化の影響による同鉱山の閉山とともに舟打地区は除外されました。

そして、昭和 56・57 年の村営住宅建設により安田地区を、また平成 9・10 年には宅地造成により誕生した昴地区を加え、16 の行政区となりました。

時代の潮流とともに農業を基幹産業とする旧相馬村区域にも農業後継者不足や少子高齢化などによる人口減少が加速し、行政ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、厳しい財政状況など、環境の変化に対応するため、平成 18 年 2 月 27 日に弘前市、岩木町と合併しました。

③ 社会的・経済的諸条件

本市の商業は、令和 3 年経済センサス（基礎調査）によると、商業事業所数、従業者数は平成 11 年調査以降、いずれも減少しています。また、令和 5 年経済構造実態調査によると、

製造業は誘致企業を中心に電子部品・デバイス・電子回路、業務用機械機具などの出荷額が大きな割合を占め、地場産業の食料品が後に続いています。平成 30 年以降、従業者数及び製造品出荷額などは減少傾向にあります。ただし農商工連携による商工業振興施策の展開や技術開発、起業化などの取組による新商品の開発や新規の雇用創出、起業家の創出などの成果が出てきています。

本市の農業はりんごと米が中心を担っていますが、高齢化の進行などにより、第1次産業の就業人口は年々減少しています。

旧相馬村区域は、恵まれた土地条件を生かして古くから農業（りんごと米）を中心に発展してきましたが、経済の変遷によって離農や兼業化が増加し、農業の占める比重は年々低下してきました。

イ　過疎の状況

①　人口の動向

本市全体の人口は、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在（国勢調査）で 168,466 人となっており、このうち旧相馬村区域の人口は 3,116 人となっています。

旧相馬村区域の人口は、昭和 35 年において 5,701 人でしたが、昭和 50 年には 4,060 人、平成 2 年には 3,955 人、平成 17 年には 3,840 人、平成 27 年には 3,288 人、令和 2 年には 3,116 人と減少を続けています。

最も減少率が大きい時期は昭和 35 年から昭和 40 年の間であり、この減少は、昭和 8 年来、亜鉛と鉛を生産していた舟打鉱山が昭和 37 年に閉山し、その従業員と家族のおよそ 800 人が村外に転出したことによるものです。反面、昭和 55 年から昭和 60 年にかけての増加は、昭和 56・57 年の 2 か年で実施した村営住宅（4 棟、52 戸）の建設によるものであり、また、平成 7 年から平成 12 年にかけての増加は、平成 9 年から 10 年にかけての宅地造成（103 区画）によるものです。

最も大きな過疎化の原因は、舟打鉱山の閉山による人口の流出及び高度経済成長期における中卒者の集団就職をはじめとする若年労働力の流出であり、加えて出生率の低下による影響も大きいと考えられます。

②　過疎法等による対策

旧相馬村区域は、過疎地域対策緊急措置法に基づき、昭和 45 年に過疎地域として告示されて以降、様々な過疎対策事業を展開してきました。

これまでの過疎対策事業費の実績は、令和 6 年度までで 41,317,358 千円となっています。

これを施策区分別に見ると産業の振興が 12,128,189 千円で全体の 29.5%と最も大きい比重を占めており、これは農業における経営近代化施設や観光業における「星と森のロマントピア」の整備を進めてきた結果です。

この他、交通通信体系の整備 10,431,615 千円（25.2%）、生活環境等厚生福祉施設の整備 9,765,123 千円（23.6%）、教育文化施設の整備 4,598,458 千円（11.1%）などとなっています。

また、過疎対策事業債の実績は 8,647,400 千円で、その配分内訳は、交通通信体系の整備 2,780,600 千円（32.1%）、産業の振興 1,643,700 千円（19.0%）、生活環境等厚生福祉施設の整備 1,493,900 千円（17.3%）、集落等の整備 1,486,900 千円（17.2%）、教育文化施設の整備 744,400 千円（8.6%）などとなっています。

農業生産の基盤であるりんごについては、生産性を高めるため県営事業を活用し、幹線農道等や集出荷施設等の整備を進めてきました。稲作については、生産性向上や生産コストの逓減を図るため、ほ場や用排水路等のほか、高品質米の安定供給を図るため、ライスセンターの整備等を進めてきました。

商工業については、就業機会の確保に向けた企業誘致を図り、他地域への流出を抑制する対策を行ってきました。

観光については、「星と森のロマントピア」を中心とした整備により、交流人口の増加と滞在型の観光振興等に取り組んできました。

交通通信体系については、主要幹線道の道路改良や集落間を結ぶ市道、幹線道路へのアクセス道路の整備等を行うとともに、冬期間の交通確保を図るため、除雪機械の整備や防雪柵の設置などを実施してきました。

生活環境については、簡易水道、公共下水道及び農業集落排水の整備のほか、消防施設の整備等により、安全で快適な市民生活の確保を図ってきました。

福祉については、検診や健康教室等のほか、高齢者福祉の充実を図る拠点である老人福祉センターを建設したほか、保育所の整備や住民が安らぐことができる温泉入浴施設を整備してきました。

医療については、国保診療所の整備を行い、医師１名、看護師 2 名により内科診療を行ってきました。

教育文化については、児童生徒の減少による小学校の統合に伴い、施設建設やスクールバスを整備したほか、中学校校舎等の老朽化による施設改築等を行いました。また、地域間における交流やコミュニティ活動の拠点となる公民館等の整備を行いました。

このほか、行政機能（相馬総合支所）、公民館機能（中央公民館相馬館）、交流施設機能（御所温泉）の複合施設として相馬やすらぎ館を整備しました。

●過疎対策事業費

（単位：千円、％）

区分	対策緊急措置法（昭和45年～昭和54年）				振興特別措置法（昭和55年～平成元年）				活性化特別措置法（平成2年～平成11年）				自立促進特別措置法（平成12年～平成21年）			
	事業費	構成比	過疎債	構成比	事業費	構成比	過疎債	構成比	事業費	構成比	過疎債	構成比	事業費	構成比	過疎債	構成比
交通通信体系の整備	1,491,372	38.7	499,400	50.9	2,726,330	31.5	766,500	51.3	3,768,933	21.4	448,800	20.8	1,337,814	23.1	632,500	49.0
教育文化施設の整備	1,222,457	31.7	278,000	28.3	608,022	7.1	143,400	9.6	916,208	5.2	39,000	1.8	1,470,917	25.3	37,500	2.9
生活環境等厚生福祉施設の整備	543,166	14.1	129,900	13.2	3,438,595	39.7	255,800	17.1	4,955,415	28.1	801,400	37.1	422,725	7.3	144,500	11.2
医療の確保	－	－	－	－	53,504	0.6	25,800	1.7	127,474	0.7	41,700	1.9	－	－	－	－
産業の振興	249,796	6.5	74,700	7.6	1,212,775	14.0	61,000	4.1	6,243,516	35.5	637,900	29.5	2,279,979	39.3	283,200	21.9
集落等の整備	－	－	－	－	615,550	7.1	242,800	16.2	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	345,725	9.0	－	－	－	－	－	－	1,595,286	9.1	191,400	8.9	288,869	5.0	193,300	15.0
計	3,852,516	100.0	982,000	100.0	8,654,776	100.0	1,495,300	100.0	17,606,832	100.0	2,160,200	100.0	5,800,304	100.0	1,291,000	100.0

（単位：千円、％）

区分	自立促進特別措置法（平成22年～令和2年）				過疎地域持続的発展支援特措法（令和3年～令和6年）				計			
	事業費	構成比	過疎債	構成比	事業費	構成比	過疎債	構成比	事業費	構成比	過疎債	構成比
交通通信体系の整備	818,349	20.7	300800	13.6	288,817	19.90	132,600	26.40	10,431,615	25.2	2,780,600	32.1
教育文化施設の整備	350,886	8.9	218400	9.9	29,968	2.10	28,100	5.60	4,598,458	11.1	744,400	8.6
生活環境等厚生福祉施設の整備	330,872	8.4	143100	6.4	74,350	5.10	19,200	3.80	9,765,123	23.6	1,493,900	17.3
医療の確保	－	－	－	－	2,611	0.20	2,000	0.40	183,589	0.4	69,500	0.8
産業の振興	1,135,007	28.7	309300	14.0	1,007,116	69.40	277,600	55.10	12,128,189	29.5	1,643,700	19.0
集落等の整備	1,277,177	32.3	1244100	56.1	625	0.00	－	－	1,893,352	4.6	1,486,900	17.2
その他	39,733	1.0	－	－	47,419	3.30	43,700	8.70	2,317,032	5.6	428,400	5.0
計	3,952,024	100.0	2215700	100.0	1,450,906	100.0	503,200	100.0	41,317,358	100.0	8,647,400	100.0

③　現在の課題と今後の見通し

これまでの過疎対策においては、非過疎地域との格差是正に向けて、社会基盤整備を重点的に実施してきました。しかしながら、社会全体の人口減少や少子高齢化の加速、自治体における厳しい財政状況等を背景に、地域産業を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

旧相馬村区域における人口減少の流れは今後も続くと考えられ、地域活力の低下が懸念されますが、一方で本区域には多彩で豊富な文化や資源があり、こうした地域資源を活用することにより、人口減少の流れを少しでも緩やかにし、本区域を含む本市全体が持続することが可能になるものと見込まれます。

ウ　社会経済的発展の方向の概要

旧相馬村区域の産業別人口（令和 2 年）の構成比からみた産業構造は、第 1 次産業は 47.0%、第 2 次産業は 14.3%、第 3 次産業は 38.7%であり、第 1 次産業が最も多くを占め、農業が基幹産業となっています。

旧相馬村区域には、先人から受け継いだ広大な農地、水、環境があり、安全・安心かつ高品質な競争力を持ったブランド農産物が生産されていますが、人口が減少し、農業従事者の減少も見込まれる中、地域が今後も活力を持つためには、さらなる農業振興が必要です。

そのためには、地域ブランドのさらなる強化を図るとともに、地元の生産者、加工・販売業者の連携促進による6次産業化を推進する必要があります。

そして、旧相馬村区域がさらなる産業振興を図り、本市全体が活力を持ち続けるためには、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」に掲げる目標や政策・施策及び中南地域の取組方針である「地域の活力と魅力ある農林業の展開」「地域産業を支える人財の確保と多様化」「津軽の"こころ"に触れる旅づくり」「健康で安心して暮らすことができる地域社会づくり」と整合性を図りつつ、弘前市総合計画等を念頭に取り組んでいきます。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア　人口

本市の令和2年国勢調査時における人口は168,466人で、昭和50年からの45年間では13,099人、割合では7.2%減少しています。

旧相馬村区域の人口は、令和2年国勢調査において3,166人となっています。昭和50年の4,060人から令和2年の45年間で894人（△22.0%）と大幅に減少しています。

また、世帯数も昭和50年の1,053世帯から令和2年には994世帯（△59世帯）と減少しています。昭和56・57年の2か年にわたる村営住宅の建設により52世帯が増加し、そして平成9・10年の宅地造成により、平成27年度までの間に94世帯が増加したものの、回復には至っていません。

国立社会保障・人口問題研究所では、本市の人口は2045年（令和27年）に120,919人まで減少すると推計していますが、弘前市総合計画に基づく分野横断的な取組を推進することにより、人口減少のスピードをできるだけ緩やかにすることとしています。

●人口の推移

（旧相馬村区域）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,701	人 4,570	% △ 19.8	人 4,276	% △ 6.4	人 4,060	% △ 5.1	人 4,038	% △ 0.5	人 4,133	% 2.4	人 3,955	% △ 4.3
0歳～14歳	1,937	1,260	△ 35.0	1,048	△ 16.8	903	△ 13.8	836	△ 7.4	810	△ 3.1	709	△ 12.5
15歳～64歳	3,463	2,976	△ 14.1	2,823	△ 5.1	2,709	△ 4.0	2,685	△ 0.9	2,749	2.4	2,623	△ 4.6
うち15歳～29歳(a)	1,494	1,131	△ 24.3	995	△ 12.0	880	△ 11.6	840	△ 4.5	812	△ 3.3	708	△ 12.8
65歳以上(b)	301	334	11.0	405	21.3	448	10.6	517	15.4	574	11.0	623	8.5
(a)/総数 若年者比率	% 26.2	% 24.7	―	% 23.3	―	% 21.7	―	% 20.8	―	% 19.6	―	% 17.9	―
(b)/総数 高齢者比率	% 5.3	% 7.3	―	% 9.5	―	% 11.0	―	% 12.8	―	% 13.9	―	% 15.8	―

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,828	% △ 3.2	人 3,853	% 0.7	人 3,840	% △ 0.3	人 3,512	% △ 8.5	人 3,288	% △ 6.4	人 3,116	% △ 5.2
0歳～14歳	611	△ 13.8	603	△ 1.3	538	△ 10.8	426	△ 20.8	353	△ 17.1	287	△ 18.7
15歳～64歳	2,493	△ 5.0	2,322	△ 6.9	2,279	△ 1.9	2,071	△ 9.1	1,879	△ 9.3	1,645	△ 12.5
うち15歳～29歳(a)	613	△ 13.4	586	△ 4.4	562	△ 4.1	474	△ 15.7	402	△ 15.2	329	△ 18.2
65歳以上(b)	724	16.2	928	28.2	1,023	10.2	996	△ 2.6	1,056	6.0	1,175	11.3
(a)/総数 若年者比率	% 16.0	―	% 15.2	―	% 14.6	―	% 13.5	―	% 12.2	―	% 10.6	―
(b)/総数 高齢者比率	% 18.9	―	% 24.1	―	% 26.6	―	% 28.4	―	% 32.1	―	% 37.7	―

（弘前市全域）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 172,349	人 169,865	% △ 1.4	人 174,614	% 2.8	人 181,565	% 4.0	人 192,291	% 5.9	人 192,985	% 0.4	人 191,217	% △ 0.9
0歳～14歳	55,363	46,460	△ 16.1	43,261	△ 6.9	42,634	△ 1.4	42,155	△ 1.1	39,630	△ 6.0	34,703	△ 12.4
15歳～64歳	108,647	113,404	4.4	119,264	5.2	123,705	3.7	131,583	6.4	132,014	0.3	130,750	△ 1.0
うち15歳～29歳(a)	47,196	46,130	△ 2.3	45,958	△ 0.4	45,344	△ 1.3	44,506	△ 1.8	41,072	△ 7.7	39,480	△ 3.9
65歳以上(b)	8,339	10,001	19.9	12,089	20.9	15,226	25.9	18,553	21.9	21,341	15.0	25,591	19.9
(a)/総数 若年者比率	% 27.4	% 27.2	―	% 26.3	―	% 25.0	―	% 23.1	―	% 21.3	―	% 20.6	―
(b)/総数 高齢者比率	% 4.8	% 5.9	―	% 6.9	―	% 8.4	―	% 9.6	―	% 11.1	―	% 13.4	―

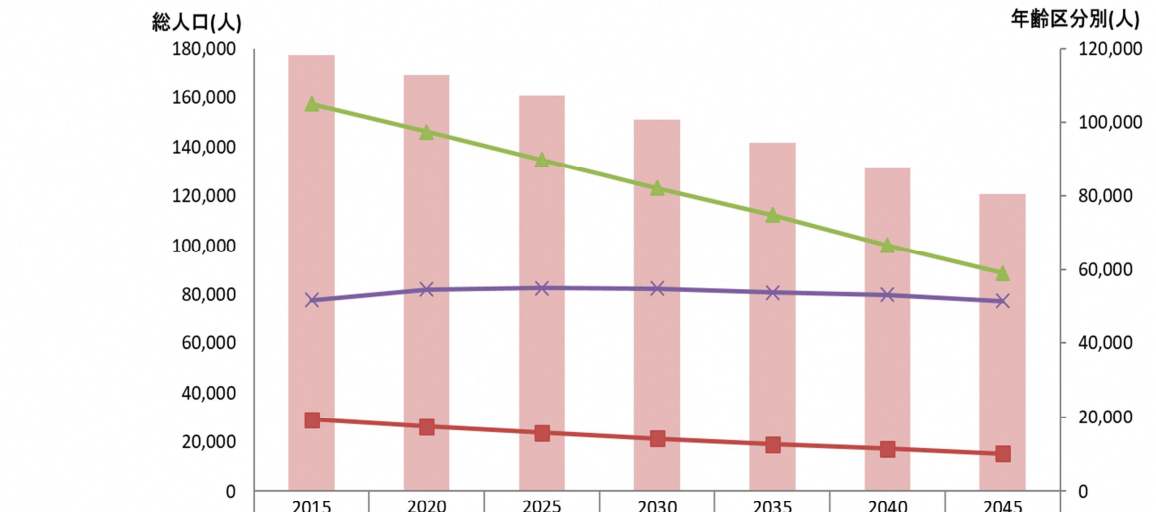
区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 194,197	% 1.6	人 193,217	% △ 0.5	人 189,043	% △ 2.2	人 183,473	% △ 2.9	人 177,411	% △ 3.3	人 168,466	% △ 5.0
0歳～14歳	31,465	△ 9.3	28,251	△ 10.2	25,051	△ 11.3	21,829	△ 12.9	19,410	△ 11.1	17,417	△ 10.3
15歳～64歳	130,944	0.1	126,925	△ 3.1	120,732	△ 4.9	113,183	△ 6.3	105,062	△ 7.2	95,115	△ 9.5
うち15歳～29歳(a)	39,393	△ 0.2	37,764	△ 4.1	33,401	△ 11.6	29,203	△ 12.6	26,718	△ 8.5	23,116	△ 13.5
65歳以上(b)	31,451	22.9	37,954	20.7	43,199	13.8	46,401	7.4	51,830	11.7	53,922	4.0
(a)/総数 若年者比率	% 20.3	―	% 19.5	―	% 17.7	―	% 15.9	―	% 15.1	―	% 13.7	―
(b)/総数 高齢者比率	% 16.2	―	% 19.6	―	% 22.9	―	% 25.3	―	% 29.2	―	% 32.0	―

（出典：国勢調査）

※　総数には「不詳」を含むため、区分を合計しても総数に一致しません。

●人口の見通し

人口・年齢区分別人口の「国立社会保障・人口問題研究所」による推計

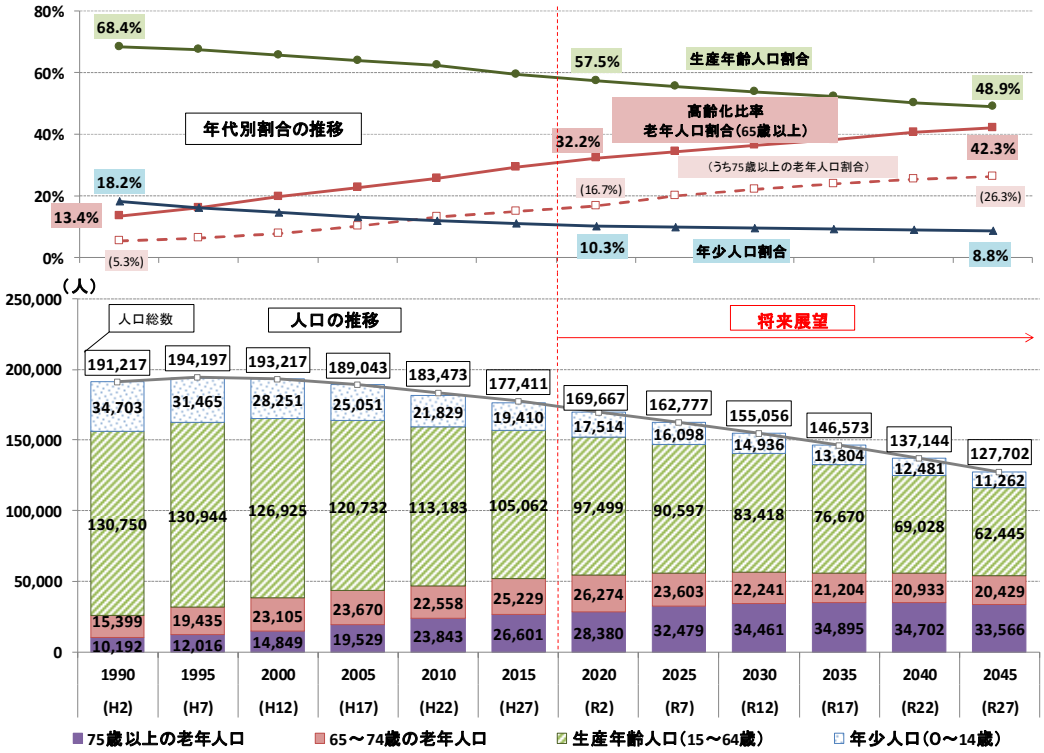


	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)
総人口(人)	177,411	169,670	160,707	151,286	141,561	131,389	120,919
年少人口(人:右軸)	19,410	17,517	15,777	14,230	12,753	11,456	10,128
生産年齢人口(人:右軸)	105,062	97,499	89,880	82,102	74,909	66,715	59,215
老年人口(人:右軸)	51,830	54,653	55,050	54,954	53,899	53,218	51,575

※2015（平成27）年の人口総数には年齢不詳も含まれるため、年齢別の合計と一致しません。

出所:2015(H27)国勢調査

人口の推移と将来展望



※2015(平成27)年までの人口総数には年齢不詳も含まれるため、年齢別の合計と一致しません。

出所：国勢調査、弘前市人口ビジョン

イ　産業

本市の産業別人口の推移をみると、昭和 45 年は第 1 次産業が 36.9%と全体の 3 分の 1 以上を占めていましたが、その後、就業構造が大きく変化し、令和 2 年では第 1 次産業が 13.8%まで減り、第 3 次産業が 69.7%と、就業人口全体の約 7 割を占めています。

一方、旧相馬村区域についても、昭和 45 年と比較して産業構造は大きく変化し、第 3 次産業の占める割合が増えていますが、第 1 次産業の割合は依然 47%と半数近くであり、区域における主要な産業として位置づけられています。

このように、旧相馬村区域では、第１次産業が主要な産業ではあるものの、従事者の多くが高齢者であり、このまま少子高齢化が進行すると、さらに就業者数が減少し、地域の活力低下につながることが懸念されます。

●産業別就業人口の推移

（旧相馬村区域）

区分	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)
第1次産業	2,057	78.7	1,778	74.8	1,517	67.2	1,493	63.0	1,475	62.6	1,383	58.7
第2次産業	245	9.4	256	10.8	310	13.7	380	16.0	365	15.5	413	17.5
第3次産業	311	11.9	344	14.4	431	19.1	497	21.0	516	21.9	559	23.7
総数	2,613	100.0	2,378	100.0	2,258	100.0	2,370	100.0	2,356	100.0	2,355	99.9

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)
第1次産業	1,317	55.8	1,313	55.1	977	51.1	956	50.1	822	47.0
第2次産業	362	15.3	325	13.6	264	13.8	274	14.4	250	14.3
第3次産業	680	28.8	745	31.3	672	35.1	677	35.5	676	38.7
総数	2,359	99.9	2,383	100.0	1,913	100.0	1,907	100.0	1,748	100.0

（弘前市全域）

区分	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)
第1次産業	31,963	36.9	27,609	32.2	24,746	27.0	23,353	25.7	21,584	23.2	19,526	20.3
第2次産業	12,837	14.8	13,469	15.7	16,152	17.6	15,758	17.3	17,666	19.0	18,591	19.3
第3次産業	41,773	48.3	44,747	52.1	50,833	55.4	51,924	57.0	53,671	57.8	58,036	60.4
総数	86,573	100.0	85,825	100.0	91,731	100.0	91,035	100.0	92,921	100.0	96,153	100.0

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)
第1次産業	17,211	18.0	15,853	17.6	12,670	15.5	12,316	15.4	10,917	13.8
第2次産業	19,137	20.1	15,330	17.1	13,609	16.7	13,579	16.9	12,995	16.5
第3次産業	59,016	61.9	58,644	65.3	55,357	67.8	54,242	67.7	54,926	69.7
総数	95,364	100.0	89,827	100.0	81,636	100.0	80,137	100.0	78,838	100.0

（出典:国勢調査）

（３）行財政の状況

ア　行政の状況

平成 18 年 2 月 27 日の合併以降、最少の経費で最大の効果をあげることができるよう、組織や事務事業の見直しや民間委託の推進等、様々な行政改革の取組を行ってきました。

今後も多様な行政ニーズに適切かつ柔軟に対応できる執行体制、適正な定員管理の徹底、そして人事評価制度及び職員研修の充実などによる職員資質の向上を図ることで、積極的かつ透明性の確保された費用対効果の高い行政運営に努めることとします。

特に、職員資質については、行政サービスのデジタル化を受けて、AI や RPA 等を活用した業務の効率化や国の標準仕様に準拠した各システムの導入に対応できる人材の確保・育成が必要です。

イ　財政の状況

本市の令和 2 年度の財政状況（普通会計）は、歳入総額が 97,696,353 千円、歳出総額が 96,914,794 千円となっています。歳入全体に占める一般財源の割合は、平成 27 年度の 52.9%に対し、令和 2 年度は 45.3%と減少しています。

公債費負担比率、経常収支比率は平成 27 年度と比較してそれぞれ 0.1 ポイント、3.2 ポイントの増加ですが、実質公債費比率、地方債現在高については、平成 27 年度と比較してそれぞれ 2.2 ポイント、2,662,075 千円の減少となっています。

本市の財政状況は、地方交付税や国・県支出金、地方債といった依存財源に大きく頼る構造になっています。令和 2 年度から経常収支比率は改善傾向にあるものの、社会保障関係経費のほか、人件費上昇や物価高騰などの対応に多額の財源を要することが見込まれていることから、持続可能な財政運営に向け、自主財源の確保や事業の取捨選択、施設の統廃合などによる歳出の抑制に積極的に取り組んでいく必要があります。

●本市財政の状況

（単位：千円、％）

区　分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額　A	75,522,614	84,600,342	97,696,353
一般財源	44,564,319	44,792,081	44,210,092
国庫支出金	13,187,923	16,581,569	35,562,563
都道府県支出金	4,964,652	5,213,804	6,001,685
地方債	6,580,900	10,330,800	5,410,500
うち過疎対策事業債	97,300	168,500	160,700
その他	6,224,820	7,682,088	6,511,513
歳出総額　B	73,868,061	82,806,857	96,914,794
義務的経費	38,283,684	38,679,246	40,623,668
投資的経費	6,919,321	13,454,000	5,787,916
うち普通建設事業	6,902,059	13,154,721	5,787,916
その他	28,665,056	30,673,611	50,503,210
過疎対策事業費	215,155	442,724	201,003
歳入歳出差引額　C(A-B)	1,654,553	1,793,485	781,559
翌年度へ繰越すべき財源　D	647,850	1,091,391	360,849
実質収支　C-D	1,006,703	702,094	420,710
財政力指数	0.47	0.47	0.50
公債費負担比率	17.9	15.6	15.7
実質公債費比率	－	8.6	6.4
起債制限比率	12.0	－	－
経常収支比率	90.5	93.4	96.6
将来負担比率	－	－	－
地方債現在高	81,240,618	86,560,136	83,898,061

（資料：地方財政状況調）

●主要公共施設等の整備状況

《旧相馬村区域》

区　分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率（％）	45.4	71.1	74.9	70.3	73.7
舗装率（％）	29.4	62.3	65.7	67.4	72.7
農　　道					
延　　長（m）				49,070	41,855
耕地1ha当たり農道延長(m)	57.5	40.6	42.8	50.5	43.1
林　　道					
延　　長（m）				31,261	40,120
林野1ha当たり林道延長(m)	1.6	4.7	13.6	14.8	15.3

水道普及率（%）	99.5	98.3	99.8	99.9	99.6
水洗化率（%）	3.6	32.2	88.0	90.4	93.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	1	－	－	－	－

《弘前市全域》

区　分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率（%）	39.4	62.5	68.2	71.3	72.8
舗装率（%）	39.8	57.5	64.9	70.1	72.9
農　　道					
延　　長（m）				1,230,436	1,227,091
耕地1ha当たり農道延長(m)	39.3	24.4	25.9	88.5	94.1
林　　道					
延　　長（m）		70,222	74,601	86,534	86,564
林野1ha当たり林道延長(m)	4.5	7.6	8.0	9.9	9.9
水道普及率（%）	86.8	94.5	96.5	97.2	97.9
水洗化率（%）	22.7	53,1	77.7	87.0	91.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	29.8	32.4	27.1	22.6	22.3

（注）1　上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財務局調査課）の記載要領によるものです。

2　上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定します。

改良率＝改良済延長/実延長　舗装率＝舗装済延長/実延長

3　上記区分のうち、令和元年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によるものです。

4　上記区分のうち、「水洗化率」については、次の算式により算定します。なお、基準日はその年度の3月31日現在とします。また、AからEまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Dについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領によるものです。

水洗化率＝（A+B+C+D）/E

A：公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：農業集落排水施設水洗便所設置済人口

C：合併処理浄化槽処理人口

D：単独処理浄化槽処理人口(※)

E：住民基本台帳登載人口

※処理状況調査票［市町村用］中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口」（農業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値です。

5　データ取得不能な部分については、空欄にしています。

ウ　施設整備水準等の現況と動向

旧相馬村区域の道路整備については、幹線道路を中心に整備を進めた結果、令和2年度末時点で改良率が73.7%まで向上しましたが、幹線道路以外の生活道路の改良についてはそれほど進んでいません。今後は、長寿命化計画等により道路や橋りょうの維持管理修繕等を進めるほか、交通体系整備を計画的に実施していく必要があります。

農道については、大部分が整備されているものの、老朽化による陥没等がみられることから、りんご等の荷痛み防止及び交通の円滑化を図るため、今後も農道の整備及び改修を実施していく必要があります。

上水道については、地下水を水源にしており、99.6%の世帯に供給されています。今後は、老朽化している管路の計画的な更新及び耐震化を図り、良質な水を安定して供給することが必要です。

下水道については、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業のほか汚水処理事業により整備したことで水洗化率が93.7%となっていますが、処理区域外の地域においても実情に応じた汚水処理事業を実施することにより、水洗化率の向上を図る必要があります。

医療については、昭和60年に国保診療所が新築移転され、医師1名、看護師2名により内科診療を行ってきましたが、平成3年度からは医師の高齢化により、新たな医師を確保するとともに、全身用断層撮影装置（CT）及びTV装置の医療機器を整備しました。

なお、国保診療所については、平成17年7月に廃止されており、その後は民間診療所が地域医療を担っていましたが、令和6年12月に閉院しており、住民が希望する医療の提供を受けられる体制を維持することが必要です。

（４）地域の持続的発展の基本方針

ア　地域の将来像

本市は､白神山地等の豊かな自然がもたらす恵みや築城400年の歴史と伝統に培われた文化を背景に、観光のまち、りんごに代表される農業のまち、高等教育機関が集積する学都などの特徴を有し、津軽地域の中心市としての役割を担ってきました。

しかし、本市においては人口の減少や少子高齢化の進行等、厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通の機能の確保及び向上、教育環境の整備、集落の維持及び活性化等が課題となっています。

このような中、近年は、若い世代を中心に過疎地域へ移住しようとする潮流が高まるとともに、情報通信等における革新的技術の創出、リモートワークなど情報通信技術を利用した働き方への取組等、過疎地域が抱える課題の克服に資する動きがみられています。本市においても、このような動きを加速させ、農業、自然や文化を活かした観光振興などにより地域活力をさらに向上させ、持続可能な地域社会が形成されるよう取り組むことが重要です。

持続可能な地域社会の形成には、弘前市総合計画に掲げる将来都市像「みんなで創り　みんなをつなぐ　あずましいりんごの色のまち」の実現を図ることが必要不可欠であり、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、次のイの①から⑤の5つの施策に重点を置いて、地域の持続的発展のために必要な事業を実施することとします。

イ　地域の基本政策

① 将来の弘前を担う多様な人材が育つまちづくり

学校・家庭・地域が連携・協働し、子供の健やかな成長と学びに主体的に関わり、将来を

担うひとづくりを進めます。
　また、公民館など社会教育施設では、社会教育関係機関やNPOをはじめ、大学、企業等といったあらゆる機関と連携し、全ての世代において豊かな人間性・社会性を育む生涯学習機会の充実に取り組むとともに、魅力ある文化遺産に触れることによって、地域を愛する人材を育成し、地域の伝統文化の継承や文化遺産の保存・活用を推進します。
　さらに、産業、福祉、地域コミュニティなどあらゆる分野において、多様な担い手や将来を支える後継者の確保・育成を図り、これからの弘前を支える人材育成を推進します。

② 地域共生社会の実現に向けたまちづくり
　市民一人ひとりが住み慣れた地域でお互いを尊重し、支え合い、いきいきと暮らせる社会の形成を目指し、高齢者や障がい者、子育て世代などの支援体制を整えます。
　また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や各世代の健康増進の取組を推進し、平均寿命・健康寿命の延伸を図るとともに、持続可能な地域医療の提供による安心で健康的な暮らしの実現に取り組みます。
　さらに、町会活動や文化・スポーツ活動など市民の主体的な活動を支援することにより、人と人、地域と地域がつながり、支え合う、地域コミュニティの形成を推進します。

③ 地域資源を活かした魅力的な産業のあるまちづくり
　日本一のりんごの生産量を確保するため、「農業をやりたい」と思う若者を増やすとともに、生産者が農業を継続したいと実感できるよう、農産物等の生産力・販売力の強化、担い手の確保と農地の保全、農林業基盤の整備等を推進します。
　また、市内企業や伝統産業など地域を支える産業の経営基盤・販売力の強化や企業誘致により、地域産業の活性化と地元雇用の創出を図り、中心市街地の活性化とあわせた経済の好循環の実現を目指します。
　さらに、観光産業の活性化を図るため、自然・文化など豊富な観光資源を活用するとともに新たな魅力の創出により、多様な旅行者のニーズに応じたソフト・ハード両面での受け入れ環境の整備を進め、地域資源を活かした感動と交流のまちづくりを目指します。
　併せて、多様な担い手と新技術の導入によりこれらの産業振興を図り、地域経済の活性化を推進します。

④ 快適な雪国生活と安全・安心で環境にやさしいまちづくり
　市民が快適な雪国生活を送ることができるよう、自助・共助・公助による一体となった雪に強いまちづくりを進めます。
　また、地域防災力の強化や防災性の高い基盤の整備を進め、災害時の危機対応力の向上を図るほか、市民生活の相談体制の充実、防犯・交通安全対策などにより、市民の生命・財産を守ります。
　さらに、ごみの減量化・資源化、温室効果ガスの削減などによる環境保全と循環型社会の実現に向けた取組を推進します。

⑤ 景観保全と都市基盤の整備による持続可能なまちづくり
　市民が弘前への愛着と誇りを持ち、国内外からの交流人口の増加による地域の活性化を図るため、弘前ならではの景観資源を効果的かつ適正に保全・活用します。

また、本市にとって望ましい交通網を整え、コンパクトな市街地と郊外集落地が地域公共交通ネットワークでつながり、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市の形成を推進するほか、総合的に空き家・空き地対策を進め、快適な住環境の整備を図ります。

さらに、市民生活や経済活動を支える道路ネットワークの構築や道路の補修などを計画的に推進するほか、老朽化した上下水道施設の更新を最適に進め、安全・安心な給水サービスと快適な生活環境の保全を図ります。

ウ　過疎地域の基本方針

過疎地域である旧相馬村区域においても、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、「弘前市総合計画」を踏まえ次の①から⑦の施策に重点を置いて、地域の持続的発展のために必要な事業を展開するものとします。

① 地域間交流の促進

都市部などとの交流については、美しく潤いのある自然環境、伝統文化・芸能、農産物や山菜、温泉、スキー場など豊富な資源を活用して推進します。また、山間地農業の体験、素朴な人情と郷土料理でのもてなしによる集落ぐるみの交流及びまつり体験や紙漉体験など多様なメニューの開発に努めるとともに、ホスピタリティあふれる対応などソフト面の充実も図りながら、産業、経済、文化などの交流を促進します。



② 産業の振興

旧相馬村区域の基幹産業である農業のうち、特にりんごについては、わい化栽培の普及による省力化及び農業機械の効率利用をはじめとする共同作業体制の推進によって、経営コストの低減など体質の強化に努めるとともに、傾斜農地の有効利用を進め、産地体制の強化を図ります。

さらに、りんごの加工など地場産業の振興を積極的に支援していくこととします。

また、労働力確保のための施策展開と労働環境の改善を図ることにより、農業後継者や新規就農者の円滑な就農・定着を推進するとともに、農業経営などに関する研修活動を支援し、

農業の多様な担い手の育成・確保に努めます。

③ 地域づくりの振興

旧相馬村区域は、大きな祭りや名所旧跡地などの観光資源が乏しいため、小さなスキー場とその周辺のりんご園や森林などの自然環境を活用して、地域のイメージアップのための地域づくり整備事業を進め、平成元年度にオープンした観光施設を「星と森のロマントピア」と命名し、グリーン・ツーリズムなどの体験交流拠点施設として確立し、旧村民統合のシンボルとしてきました。エリア内には、農林漁業体験実習館（宿泊定員 70 名、温泉、温水プール）、木造コテージ 12 棟（冷暖房付き）、天文台、森林科学館、パターゴルフ、テニスコート（ナイター6 面）、バーベキュー広場、炭焼き小屋などを配置し、指定管理者が管理を行ってきましたが、施設を管理していた財団の収支状況から、運営が困難となったため、令和 7 年 11 月 1 日から施設を一旦休館し、今後の施設の利活用について、市民にとってより良い形での検討を進めます。

一方で、平成 18 年 2 月の市町村合併を機に始まった相馬地区の弘前ねぷたまつりへの参加は令和 7 年で 20 年を数え、今では多くの地域住民が参加する地区の重要な行事となっています。このことから、今後も地域住民の絆を深め、住民の心を一つにするための取組として次の世代に継承し、将来的に地域の代表的な伝統行事となるよう取り組んでいきます。

また、旧相馬村区域にある資源を最大限に活用するため、住民及び地域内各種団体の連携を密にしながら、世界自然遺産登録の白神山地や弘前ねぷたまつりなど周辺観光資源との情報交換や広域ルートの設定、共同のPR活動など有機的な結びつきを強化し、広域観光の一翼を担える体制づくりを進め、持続的発展に向けた魅力ある地域づくりに努めます。





④ 情報通信基盤の整備と活用

旧相馬村区域は、インターネットの普及、パソコンや携帯電話・スマートフォンの日常的利用などから年々情報化が進展しています。

また、情報通信基盤についても、インターネットの高速化への対応、携帯電話・スマートフォン不感地域の解消など、整備が進められています。

今後も引き続き、多様で急速な情報化にも対応できるよう、ICT（情報通信技術）の利活用による生活関連情報の提供及び旧相馬村区域の主力産業である農業のほか、観光分野などの魅力を地域おこし協力隊員の活動などを通してPRしていきます。

⑤ 住民参加によるまちづくり

住民参加のまちづくりについては、各種座談会、懇談会、各種アンケート、相談事業などを実施して市民との対話を促進し、市民参画・市民との協働のための土台作りを進め、市民が主体の市政運営の実現を図っていきます。

また、地域力の向上のために、地域の慣習や伝統などの特性を活かした自主的、主体的な取組をハード及びソフト事業の両面から支援し、地域内の各種集団活動、地域全体に広がるような集団活動、ボランティア活動などの地域活動を活発にし、集落同士の連携、地域全体のコミュニティを活性化させ、協働型の活力ある地域づくりを推進します。

⑥ 保健・福祉の向上

高齢者の保健・福祉については、引き続き相馬地区まるごと健康塾の中で、高齢者教室、食育教室を実施するほか、今後はさらに「御所温泉」を活用した健康増進を図り、高齢者が地域社会の重要な一員として活躍できる環境の整備に努めます。

⑦ 地域文化の振興

美しい自然環境や景観の保全に配慮しつつ、それぞれの集落が有している伝統・文化・芸能の保存に努め、大切に育み、適切に活用し、観光や体験を中心とした交流事業を支える大きな力となるような活動を積極的に支援します。

また、各地域における各種団体のボランティア活動、スポーツ活動などに対しても地域おこし協力隊員の活動などを通して、相互扶助機能の強化を図ります。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

人口の減少、特に若年者の流出に歯止めをかけることが重要であることから、「弘前市人口ビジョン」に掲げる人口の将来展望及び「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねた「弘前市総合計画」に掲げる基本目標を本計画においても目標として設定します。

また、旧相馬村区域については、地方自治体の活力の指標となる「生産年齢人口」について目標を設定します。

人口に関する目標

数値目標	基準値	目標値	根拠資料
総人口	168,466人 【2020年(R2年)】	155,056人 【2030年(R12年)】	国勢調査及び弘前市人口ビジョン
社会移動数の転出超過 （市全体）	423人 【2021年(R3年)】	300人 【2026年(R8年)】	弘前市総合計画
生産年齢人口の減少率 （旧相馬村区域）	20.6% 【2020年（R2年）と 2010年（H22年）の比較】	20.6%未満 【2030年（R12年）と 2020年（R2年）の比較】	国勢調査

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、事業の進捗管理を行ったうえで、毎年、相馬地域の町会長で構成される町会長会議において、計画の達成状況を評価します。

（７）計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設等は、人口構造の変化による公共施設の活用方法や求められる機能の変化、限られた財政状況下での維持管理、歴史的・文化的価値のある建物の次世代への継承が課題となっています。

このため、市民の財産である公共施設を適切な維持管理のもと、長期的な視点で有効活用しながら、市民サービスの維持・向上を図るため平成28年2月に「弘前市公共施設等総合管理計画」を策定し、次の基本方針を定めて公共施設等の整備や維持管理に努めています。

ア　公共建築物

① 施設が提供するサービスについて、将来を見据えたサービスの方向性の検討を行い、施設総量の適正化・適正配置を進めます。
② 既存施設を有効活用し、施設の複合化や多目的化を進めます。
③ 定期的な点検と計画保全により、施設の長寿命化を目指します。
④ 施設の維持管理業務の効率化を進め、維持管理費を縮減します。
⑤ 民間ノウハウを積極的に導入し、遊休施設の有効活用を進めます。

イ　インフラ・プラント系施設

① 定期的な点検に基づく補修を行い、施設の長寿命化を目指します。
② 計画的な更新や補修により、維持管理費の縮減・平準化を進めます。
③ 施設の更新時には、将来の人口動向や都市構造を見据え、統廃合や規模の適正化を検討します。

本計画に記載されたすべての公共施設等の整備や維持管理については、「弘前市公共施設等総合管理計画」で定める基本方針に適合しており、過疎対策に必要な事業を適切に推進します。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

旧相馬村区域では、進学や就職に伴い若年者の市外流出による少子高齢化や過疎化が進み、労働力不足や後継者問題、若年世代の定住が図られていないのが現状です。

移住・定住促進については、近年の地方回帰志向の高まりや、リモートワークなど働く場にこだわらない働き方の流れを活用し、移住・定住者の受け入れ態勢の充実を図る必要があります。

地域間交流の促進については、他地域との交流により非過疎地域になることを目指して年々整備を進めてきた「星と森のロマントピア」があります。地域外からの来訪者が多く、特に、施設内の「農林漁業体験実習館」では、県外の修学旅行生などを対象にりんごの作業体験を行い、りんご産業に対する理解と地元農家との交流が深められてきたところですが、施設を管理していた財団の収支状況から、本施設を令和7年11月1日から一旦休館しており、地域内における交流人口の増加につながる施策が必要です。

また、人口減少により地域内のコミュニケーションが衰退し、地域の組織力低下につながることも懸念されることから、住民自身が地域づくりの意識を持つような取組と地域リーダーとなる人材の確保が必要です。

（２）その対策

移住・定住を促進するために、旧相馬村区域内の空き家・空き地の情報を収集するほか、弘前圏域空き家空き地バンク等を活用し、移住・定住者の受け入れ態勢の充実を図ります。

地域間交流は、地域の組織力及び活力低下を防ぐため、地域おこし協力隊を導入して地域の魅力を発信し、引き続き、農作業体験型の交流を主体とした取組を行い、交流人口の増加に努めます。

人材育成については、地域の組織力の低下を防ぐため、地域が抱える課題を的確にとらえ、住民と協働して主体的に活動できる地域リーダーとなる人材を育成します。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

3. 産業の振興

（1）現況と問題点

ア　農業

本市は、りんごと米を基幹作物とする農業が盛んな都市であり、特にりんごは、全国の約2割、青森県産の約4割を生産する日本有数の産地となっています。

本市の市町村別農業産出額(令和5年産)の順位は全国7位であり、中でもりんごを主要品目とする果実の農業産出額は全国1位となっています。本市における近年の状況は、収穫量が概ね 15万トン以上、販売額は年間400億円を維持しており、日本一のりんご生産地としての地位を確保しています。

また、本市にとってりんご産業は、農業のみならず、文化・観光面においても重要な役割を果たす基幹産業ですが、農業者の高齢化や労働力不足、経営体の減少、有害鳥獣による作物被害など厳しい状況が続いています。課題解決のため、意欲ある担い手の育成、わい化栽培や高密植栽培などによる省力化の推進、法人化や6次産業化による経営拡大、高効率化・高品質化に資する新たな生産手法の開発や有害鳥獣対策などに取り組んでいるところです。

旧相馬村区域においても、りんごと米を中心とした農業が基幹産業ですが、近年、経営耕地面積、農家数や農業就業人口において減少傾向が見られます。

旧相馬村区域内の農業を持続させていくためには、生産基盤であるかんがい排水施設や農道、農業施設等の計画的な更新等により、農業経営体の経営力を安定させることが必要です。

また、農業・農村は、食料を供給する役割だけではなく、その生産を通じ、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成など様々な機能を有しており、この機能を持続的に発展させるためにも、地域の人材や資源を活用する体制づくりや栽培収穫体験を通じ、都市住民との交流の促進を図ることも必要です。

●経営耕地面積の推移

《旧相馬村区域》　（単位：ha）

	田	普通畑	樹園地	合　計
昭和 50 年	320	24	677	1,021
昭和 55 年	273	20	784	1,077
昭和 60 年	221	15	863	1,099
平成 2 年	217	14	903	1,134
平成 7 年	187	15	894	1,096
平成 12 年	132	13	895	1,040
平成 17 年	114	10	869	993
平成 22 年	106	8	830	994
平成 27 年	95	7	729	831
令和 2 年	76	12	612	700

（資料：農林業センサス）

●専業・兼業別農家戸数の推移

《旧相馬村区域》

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 7 年～平成 27 年比較	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		伸率
専　業	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
	133	21.3	136	24.9	177	33.7	181	37.8	174	42.5	41	30.8
第 1 種兼業	316	50.7	289	52.8	259	49.2	177	37.0	125	30.6	△191	△60.4
第 2 種兼業	174	27.9	122	223	90	17.1	121	25.3	110	26.9	△64	△36.8
計	623	100.0	547	100.0	526	100.0	479	100.0	409	100.0	△214	△34.3

※構成比については端数処理のため、計が 100.0 にならない場合があります。（資料：農林業センサス）

※令和 2 年の農林業センサス統計表において、専業・兼業別農家戸数の調べ無し

●年齢別農業就業人口

《旧相馬村区域》　（単位：人、%）

区　分	農業就業人口					増減率	構成比				
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	(17～27)	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
15～29 歳	146	89	104	60	25	△76.0	9.8	6.5	7.8	5.2	2.8
30～64 歳	1,006	831	698	564	442	△36.7	67.8	60.9	52.3	48.9	48.7
65 歳以上	332	445	533	530	440	△17.4	22.4	32.6	39.9	45.9	48.5
計	1,484	1,365	1,335	1,154	907	△32.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※構成比については端数処理のため、計が100.0にならない場合があります。（資料：農林業センサス）

※令和2年の農林業センサス統計表において、年齢別農業就業人口の調べ無し

イ　林業

旧相馬村区域の令和7年現在の森林面積は8,427haで、全区域の面積の81.0%であり、所有形

態は国有林が5,806ha（68.9%）を占め、民有林は2,631ha（31.1%）となっています。

民有林のうち、人工林面積は1,360haで人工林率51.8%と、県平均の56.5%より低く、蓄積量は581,129㎥（人工林414,347㎥、天然林166,782㎥）で1ha当たり221.7㎥と、県平均の226.2㎥よりやや低く、さらに5～8齢級の若齢級が多く伐採齢に達した林分は少なくなっています。

近年、環境保全・教育的利用の観点から林業に対する期待は高まりつつあります。林道、作業道は木材の生産コストを下げるばかりでなく、森林地域の維持管理や環境整備、そして、国土保全、水源涵養等に対しても大きな役割を果たすことから、今後も計画的に整備するとともに、長寿命化を図る必要があります。

また、生産活動の向上を目指すため広葉樹の高度利用や優良林の造成などの技術取得及び森林地域がもたらす健康・休養、レクリエーション機能等についても普及させる必要があります。

ウ　商工業

① 商業

旧相馬村区域の商業事業所は、令和3年から営業を開始したスーパーマーケットが1店、ドラッグストアが1店あるほかは、ほとんどが家族経営中心の小売店となっています。

消費者人口が減少していますが、旧弘前市の商業圏に包括されており、今後も本市の人口減少に伴い減少していくものと考えられ、商業者相互の共同意識づくりに努め、イベントなど各種共同事業を推進する必要があります。

また、事業者の高齢化により情報リテラシーの低下が懸念されることから、必要に応じて、経営に有効な情報の提供が必要です。

② 工業（製造業）

旧相馬村区域の工業は、食料品製造業、農産物加工の事業所がありますが、人口減少に伴い生産能力が低下しています。また、国内物流の面でも産地間競争が激化している状況にあります。

課題解決のためには、省力化を目的とした新技術開発や特産品を付加価値の高い製品にすることにより、新市場の開拓を図り、生産能力を向上させることが必要です。

エ　観光及びレクリエーション

近年、余暇の増大、価値観の多様化などを背景にゆとりある生活への志向が全国的に高まり、ふるさと体験、自然体験やスポーツ、健康を目的としたレクリエーションが盛んになってきました。

旧相馬村区域には大きなまつりや観光名所旧跡地がないため、地区のイメージアップと魅力ある地域づくり事業を進めるために平成元年度にオープンした観光施設を「星と森のロマントピア」と命名し、シンボルとしています。現在まで多くの補助事業や過疎対策事業債を活用し、天文台「銀河」、農林漁業体験実習館「白鳥座」、テニスコート6面（ナイター付）、コテージ満天ハウス12棟（冷暖房・什器等完備）、スキー場（ペアリフト・ナイター付）、バーベキュー広場、森林科学館、パターゴルフ、野外ステージ、観光くり園及び既設の旧村営スキー場も一体として改修整備し、地域住民との交流を図るための星まつり、収穫祭、スキースクールなどの催しものを開催し、住民と一体となって地域活性化を進めてきました。

さらに、平成7年に農林漁業体験実習館「白鳥座」の整備により、「財団法人　星と森のロマントピア・そうま」を設立し、グリーン・ツーリズムや農作業体験などの交流拠点として活用に努めてきました。

しかし、施設を管理していた財団の収支状況から、本施設を令和7年11月1日から一旦休館しており、今後の施設の活用と交流人口の増加につなげる施策が必要であるため、弘前さくらまつりや弘前ねぷたまつり、岩木山、白神山地などの周辺の観光資源と旧相馬村区域の主力産業であるりんごや米の収穫体験などを合わせながら、広域観光及びインバウンドの一翼を担える体制づくりを進める必要があります。

また、余暇施設として年平均10万人以上の利用者がある御所温泉は、平成25年3月にオープンした相馬総合支所、中央公民館相馬館との複合施設であり、健康増進や地域の交流の場となっており、旧相馬村区域の住民にとって重要な役割を果たしています。令和7年には建設から12年が経過し、一部改修や設備の更新が必要な時期に差し掛かっていますが、計画的な整備を行い、引き続き施設の有効活用を図っていく必要があります。





（２）その対策

ア　農業

① 農業の担い手の高齢化に伴い、りんごの安定生産と低コスト化を図るため、省力化が期待できるわい化栽培等の栽培方法や、高密植栽培による収益性、効率化を支援します。

② 経年劣化した農業生産基盤を整備し、安全・安心な生産活動の維持拡大を図ります。

③ 農業後継者や新規就農者の円滑な就農・定着を支援するとともに、経営の安定・活性化を図るため、経営力向上に資する研修や経営診断の促進を図ります。

④ 農業経営の安定化を図るため、高品質な農産物の出荷体制を強化するとともに、農業経営の収入保険への加入を促します。

⑤ りんご共同防除組合などによる防除作業の効率化を支援し、農家経営の安定化と生産体制の強化を図るとともに、ドリフト（農薬飛散）を低減し、キャビン型スピードスプレヤーの導入を推奨するなど、安全・安心なりんご生産を推進します。

⑥ 稲作振興については、関係機関と連携を密にしながら、低農薬と併せ、施肥などの栽培管理の徹底を図り、品種更新などに対応した出荷施設及び老朽化した施設の更新を推進し、良質多収に努めます。

⑦ りんご及び米のPR活動を実施し、消費拡大に向けた取組を支援します。

⑧ 農業生産の効率を上げるため、防災ダム及び水路などの施設の整備を促進します。

⑨ 有害鳥獣による人的被害・農作物被害対策として、地元ハンタークラブに鳥獣駆除やパトロールを依頼しているほか、農作物の周囲に電気柵を設置したり、鳥獣捕獲のためのトラップで追い払いや捕獲を行っています。農業従事者の生命又は身体に係る被害や作物被害を防

ぎながら安全に安心して農業に取り組むことで高収入化を目指します。

⑩　相馬昴農園は、旧相馬村区域における農業振興を目的とした施設であり、区域内外の多数の利用者がいることから、地域住民と都市等住民との交流を図ります。





イ　林業

①　「弘前市森林整備計画」に基づき、適切な管理と林業生産の拡大及び生産性向上のため、林道、作業道の整備及び長寿命化を地域全体の道路網に配慮しながら積極的に進めます。

②　広葉樹の高度利用や優良林の造成のため、研修や普及活動を推進します。

③　森林地域がもたらす健康・休養、レクリエーション機能を持続させながら、美しい自然環境に配慮した国土の保全に努めます。

ウ　商工業

①　岩木山商工会による情報収集と情報伝達活動を基礎に計画的な経営の改善合理化、設備投資を促し、消費者ニーズに対応した活力ある商業活動が営まれるよう、商工会活動の一層の充実を促進します。

②　商工業者相互の共同意識づくりを図るとともに、イベントの開催など各種共同事業の検討とその推進に努めます。

③　勤労者が安定した経営基盤の上に生きがいのある生活を営むことができるよう、事業者に対し、賃金体系や各種保険加入などといった雇用、就労に関する情報の提供に努めます。

④　りんご、米に次ぐ主力産品の拡充を図るほか、加工品開発など6次産業化などに取り組み農作物や加工品の高付加価値化を推進します。

エ　観光及びレクリエーション

①　星と森のロマントピアの休館後の新たな活用策を検討するとともに、御所温泉の計画的な改修や設備更新を行い、有効活用を図っていきます。

②　そうまロマントピアスキー場では、冬季スポーツの振興のため、各種スキー大会や雪と親しむイベントなども開催されていますが、スキーハウス及びナイター照明などの老朽化が進んでおり、引き続き施設の改修を図ります。

③　りんご、米など地域の主力産業の体験観光などを積極的に導入し、また、魅力ある観光地づくりを進め、産業の活性化に結びつけていきます。

④　全国的に増加している少人数旅行者や外国人観光客のニーズに対応できる受入態勢の整備を進め、満足度の向上を図ります。

⑤　名所旧跡、自然景観、名木などの観光資源やレクリエーション施設の配置と、そのモデル的なルートを示した観光レクリエーションマップづくりを進めます。

以上のことから、本計画においてもこれらの計画と同様の方針としており、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。



（３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	県営水木在家地区農業水路等長寿命化･減災防災事業負担金	県	
		県営農村集落基盤再編・整備事業 （農用排）　五所地区	県	
		県営相馬ダム２期防災ダム整備事業	県	
		県営又兵衛堰地区防災減災事業負担金	県	
		県営紙漉沢地区畑地帯総合整備事業	県	
		黒滝地区農道整備事業	市	
		坂市沢ため池地区防災重点ため池緊急整備事業	県	
		黒滝堤地区防災重点ため池緊急整備事業	県	
		大森堤地区防災重点ため池緊急整備事業	県	
	(7)商業 その他	岩木山商工会補助金	市・ 岩木山商工会	（ソフト事業）
	(9)観光又はレクリエーション	御所温泉整備事業	市	
		高齢者健康トレーニング教室（ロマントピア教室）	市	
		移転事業（ハード事業分） そうまロマントピアスキー場整備事業	市	

	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	有害鳥獣駆除活動事業費補助金 ①具体的な事業内容 有害鳥獣による、農業従事者の生命又は身体に係る被害や農作物の被害を防ぐため、相馬地区ハンタークラブが行う駆除や追い払い活動に要する経費を補助します。 ②事業の必要性 有害鳥獣による農作業被害対策を行い、生産活動環境の安全・安心を保ち、農林業の健全な発展を図る必要があります。 ③見込まれる事業効果 農業従事者の生命又は身体及び作物の被害を防ぐことにより、農業の安全・安心な活動の継続が図られるとともに、農業所得の高収入化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。	市・相馬ハンタークラブ	
		相馬昴農園運営事業 ①具体的な事業内容 農業指導を行う指導員の報酬や需用費・役務費等運営管理に必要な経費を支出します。 ②事業の必要性 相馬昴農園は、旧相馬村区域における農業振興を目的とした施設であり、利用者は区域内外含め多数いますが、料金収入等による独立採算は困難であることから、存続のためには、本市が負担する必要があります。 ③見込まれる事業効果 農園での体験を通じて、多くの来訪者が農業の大切さを理解し、将来の農業を担う人材育成が図られること、また、農園での農業体験を通じて、旧相馬村区域の魅力が広く理解され、地域の持続的発展に資する事業です。	市	
	商工業・6次産業化	地域資源付加価値創造事業 ①具体的な事業内容 本市が主導し、旧相馬村区域の地域住民を巻き込んで地域資源を活用した加工品を試作して商品化を検討し、地域資源の付加価値を高める取組を行います。 商品の販売までの仕組みを作り、地域住民自らが主体となって自走させることで、特産品の生産・販売を継続展開することにより、地域の産業振興を図ります。 ②事業の必要性 旧相馬村区域の製造業は、人口減少や少子高齢化に伴い、生産能力が低下し、活気がみられない状況です。しかし、地域には、農産物生産・活用に携わる中で培ってきた豊富な知識や経験を有する人材があり、その力を集約し地域特有の魅力ある商品開発に臨むことで、付加価値を高める特産品の開発につなげます。地域住民のノウハウやアイデアを生かして特産品を開発することにより、地域の認知度向上、製造業の振興に寄与し、旧相馬村区域の産業振	市	

		興を図ることが必要です。 ③見込まれる事業効果 　旧相馬村区域の中で、改めて農産物や工芸品等の資源や人的資源を見直して特産品を開発・商品化し、その魅力を発信することにより、地域の認知度向上、製造業の振興に寄与し、地域産業の振興が図られます。また、魅力発信が地域への誘客を促し、加工品生産活動等により住民同士の絆が強まり、人的交流による地域の活性化にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。		

（４）産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種は次表のとおりです。

産業振興促進区域	業　種	計画期間	備　考
旧相馬村区域	農林水産物等販売業、製造業、 旅館業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業内容

本市の産業振興促進区域における産業の現況と問題点は上記⑴のとおりです。

また、上記⑵及び⑶については、振興促進対象業種の活性化を図るため、青森県、弘前圏域定住自立圏の構成市町村や関係機関と連携を図ることとします。

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

弘前市公共施設等総合管理計画では、「市民に愛され親しまれる公共施設を次世代に継ぐために」を基本方針として、「当市の公共施設を取り巻く各課題に対応するため、これからは市民の財産である公共施設を適切な維持管理のもと、長期的な視点で有効活用しながら、市民サービスの維持・向上を図り、愛され親しまれる公共施設として次世代に継ぐためのアセットマネジメント及びFMを進めます。」としています。

本計画においてもこれらの計画と同様の方針としており、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4. 地域における情報化

（１）現況と問題点

旧相馬村区域においても、近年の情報ニーズの多様化から、インターネットの普及、パソコンや携帯電話・スマートフォンの日常的利用など、ハード面を中心に年々情報化が進展しています。

情報通信基盤については、平成16年にADSLサービスが、平成25年にはFTTHサービス（一部地域を除く）が開始され、インターネット環境が高速化されるとともに、携帯電話・スマートフォンの通信可能領域についても年々整備が進んでいます。

情報化は、地理的要因による地域格差を解消する上で有効な手段であるため、ICT（情報通信技術）を活用して地域の独自性を発揮し、産業の振興及び地域活性化を促すような取組を進めていく必要があります。

（２）その対策

ア　情報処理・通信技術を担う人材の育成

近年の著しい情報処理・通信技術の進歩に対応するため、旧相馬村区域の主力産業である農業のほか、観光分野などニーズに応じた各種情報の提供に向けた体制づくりと、情報分野を担える人材の育成に努めます。

イ　インターネット環境の整備と構築

引き続き、ICTを利活用した迅速な情報提供及び双方向で情報交換を可能とするインターネット環境の整備・構築に努め、地域課題を解決するとともに地域の活性化を図ります。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

ア　市道

旧相馬村区域の市道整備は、集落と集落を結ぶ路線を優先するなど、路線の重要度に応じて計画的に進めてきました。その結果、令和2年度末現在の市道160路線120.7kmの整備状況は、改良率が73.7%、舗装率は72.7%となっています。2級及びその他路線で未改良舗装区間が多くなっているため、今後は、路線の重要度に応じた整備を進めるとともに、舗装・側溝の補修や橋りょうの長寿命化計画に基づいた適正な維持管理を行い、インフラ施設である道路・橋りょうを将来に引き継いでいく必要があります。

イ　農道

農道は、112路線で総延長41.855kmであり、このうち、水田地帯は、ほ場整備に伴い全域にわたって整備しました。また、幹線道路については4路線18.419kmを整備しており、地域を流れる河川分布などから、4つのりんご団地が形成されています。

そして、これらの路線と集落を結ぶ主要農道7路線も整備し、幹線的農道の整備はほぼ終了していますが、交通の円滑化を図るため、団地内農道の支線及び枝線の整備が必要です。

ウ　林道

民有林道は、令和 2 年度末現在で箆九枚（へらくまい）線、沢田線、滝の沢線、湯口線、藍内沢田線の 5 路線、総延長 28.29 kmの幹線と支線(林道)2.33 kmが開設されています。

旧相馬村区域の道路網は袋小路の状態であり、特に、水木在家地区と藍内地区を連絡する林道(総延長 5.87 km)については早期完成を図る必要があります。

また、既設路線についても、保育作業上必要な作業道の整備が十分ではなく、経年劣化により破損等が発生しているため、整備と併せて維持補修が必要です。

エ　交通の確保

旧相馬村区域においては、自動車保有率の増加や過疎化の進行などにより、公共交通利用者が減少し続けていることから、それまで 4 路線あったバス路線の起終点を全て相馬庁舎に集約し、国の補助対象となる相馬線など 2 路線への再編が行われました。

この再編に伴い、相馬庁舎以南の従来路線バスが運行されていた地域では、高齢者や学生などの交通手段の確保が困難となることから、新たな公共交通として予約型乗合タクシーが運行されています。なお、予約型乗合タクシーの運行開始後、路線バス相馬線は西目屋村線と統合されましたが、引き続き相馬庁舎を経由しています。

今後も、再編後の路線バスと予約型乗合タクシーの運行継続により、地域住民の利便性を確保していく必要があります。

また、旧相馬村区域では、区域内の全住宅地に通じる道路の除排雪を行い、冬季間の交通確保に努めていますが、除雪機械の経年劣化が進行していることから、不測の故障等による交通障害を未然に防ぐためにも更新が必要です。

オ　交通安全施設

旧相馬村区域における令和2年から令和6年までの年平均交通事故発生件数（人身）は2件となっています。道路整備は、これまでロードミラーや道路照明灯などの交通安全施設の整備を行っていますが、未整備箇所があり、転落などの事故が発生していることから、その対策が急務です。

（２）その対策

ア　市道

① 市街地との交通の円滑化を促進するため、重要度に応じた道路整備をします。

② 歩道の整備や危険箇所の解消により、地域住民の安全を確保する道路づくりを推進します。

③ 舗装・側溝の補修や橋りょうの長寿命化計画に基づいた予防保全的な維持管理に努めます。

イ　農道

交通の効率化を図るため、団地内農道の支線及び枝線を整備します。

ウ　林道

水木在家地区から藍内地区への清水沢線普通林道及び藤倉間伐作業道について、地域全体の道路網に配慮しながら積極的に整備を進めるとともに、その他の路線についても、森林の適切な管理と林業生産の拡大及び生産性向上のため、計画的に維持補修を行います。

エ　交通の確保

① 路線バスや予約型乗合タクシーの運行を継続しながら、利便性を考慮したきめ細かな公共交通体系の維持に取り組みます。

② 冬季時の交通確保に向けた除排雪体制の充実のため、除排雪体制の強化及び除排雪機械の更新を図ります。

オ　交通安全施設

市道及び林道ともに転落危険箇所及び道路が狭い箇所があることから、防犯灯の整備を進めます。

施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

（３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	堰根下線道路改築事業 山越夏川線道路改築事業 舗装補修事業（相馬地区全域） 昴歩道整備事業	市 市 市 市	
	橋りょう	橋りょうアセットマネジメント事業	市	
	その他	交通安全施設整備事業 防犯灯設置事業	市	
	(3)林道	林道等整備事業 林道施設維持改修事業	市 市	
	(8)道路整備機械等	雪寒機械購入事業	市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域内フィーダー系統確保維持費補助金 ①具体的な事業内容 民間交通機関が行う、旧相馬村区域における予約型乗合タクシーの運行に対し支援します。 ②事業の必要性 路線再編によりバス路線の空白地帯が発生したため、高齢者や学生などの交通手段を確保する必要があります。 ③見込まれる事業効果 旧相馬村区域の住民の交通手段が確保されることにより、生活の利便性が保たれ、ひいては集落の維持が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。	市・民間交通機関	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

弘前市公共施設等総合管理計画において、道路・橋りょうについては、「道路は定期的な点検を着実に実施し、損傷箇所早期補修、長寿命化を図り、維持管理費の軽減に努めます。」としています。

橋りょうについては、「弘前市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき「ブリッジマネジメントシステムを用い分析を行い橋梁の長寿命化を図り、定期点検も併せて実施することにより将来にわたる維持更新コストの低減を実現します。」としています。

本計画においてもこれらの計画と同様の方針としており、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6. 生活環境の整備

（1）現況と問題点

ア　水道施設

昭和 54・55 年の 2 か年にわたり当時の相馬村役場（現相馬庁舎）から約 8 ㎞離れた山間にある小規模集落の藍内、沢田の 2 地区に簡易水道施設を整備したことにより、旧相馬村全域にわたって公的管理の施設が整備されました。相馬地区旧簡易水道施設は配水方式が自然流下のみであったため、一部地区では水圧が不足していましたが、加圧ポンプの導入や、配水池や深井戸などを増設するなどの施設整備を実施したことにより、この事態は改善されました。

また、藍内地区の水質が不安定な状態にあったことから、水質が良好で豊富な水量を有する相馬地区から配水することとし、統合に係る許可を得て、平成 23・24 年の 2 か年にわたり整備を実施しました。

既存施設については、令和 2 年度までに配水池の統合や既存施設の更新を完了したところですが、一方で、管路の老朽化が認められたことから、良質な水の安定供給の観点から、計画的な更新に努める必要があります。

イ　下水処理施設

旧相馬村区域の下水道施設は、昭和 61 年度から特定環境保全公共下水道事業を実施し、湯口、黒滝、五所地区を整備するとともに、水木在家、昴地区についても処理区内に編入し、平成 9 年度をもって整備が完了しました。

また、旧相馬村区域の紙漉沢、一丁木、藍内地区については、昭和 63 年度に農業集落排水事業を実施し、平成 4 年度をもって整備が完了しました。

その他、旧相馬村区域の沢田地区は平成 8 年度に小規模集合排水処理施設事業を実施し、平成 9 年度をもって整備が完了しました。

いずれの地区も整備の完了から 30 年近く経過し、老朽化が課題となっていますが、更新には多額の費用が見込まれることから、適切な維持管理を図りつつ、選択と集中により長寿命化対策を講じる必要があります。

ウ　消防施設

旧相馬村区域は、常備消防としては弘前地区消防事務組合に加入し、旧岩木町の鳥井野地区に弘前消防署西分署が配置されたことで、消防及び救急業務体制は整備されました。

一方、非常備消防については、相馬地区消防団として1地区団、4分団で組織され、令和7年4月1日現在では83人の消防団員が在籍しているものの、条例定員140人に対する充足率は59.3%と、十分とはいえない状況です。今後は、消防体制の充実強化を図るため、新人消防団員の確保や、消防団員の資質向上に努める必要があります。

また、各分団それぞれに機械置場等が配置されていますが、老朽化しているため、配置状況を勘案しつつ、計画的に更新していく必要があります。

エ　廃棄物処理

一般ごみ及び容器包装ごみなどについては、本市が収集運搬し、弘前地区環境整備事務組合の所有する施設において中間処理を行うとともに、焼却灰は本市の埋立処分場において最終処分を行っています。

また、し尿については、弘前圏域定住自立圏形成協定に基づく事業として、平成27年10月に供用を開始したし尿等希釈投入施設において希釈処理し、流域下水道へ投入処分を行っており、平成28年4月からは津軽広域連合が同施設を所有して業務を行っています。

今後も適正な廃棄物処理を行うため、長期的な計画に基づき、ごみの減量・資源化の強化、適正な生活排水処理に取り組む必要があります。

（２）その対策

ア　水道施設

市民の快適な生活を支えるため、計画的な管路の更新と施設等の適切な維持管理を実施し、安全で良質な水の安定供給に努めます。

イ　下水処理施設

公共下水道については、下水道事業の効率的な運営と費用の削減を図るため、岩木川流域関連公共下水道へ処理区を統合する計画です。このため、公共下水道処理区統合事業により、清水地区へ接続する管渠の整備を進めます。また、汚水を公共処理区へ圧送するためのポンプ設備を設置するとともに、停電や故障等によりポンプ設備が停止した場合に、汚水が溢水することを防ぐため、湯口浄化センターの一部を改良します。

農業集落排水施設については、適切な維持管理を図るため、処理場及び管渠などの計画的な改築・更新を行います。

ウ　消防施設

消防体制の充実強化を図るため、新入消防団員の確保に努めるほか、消防屯所に設置されている老朽化した機械置場、ホース乾燥塔などの施設については、配置状況を勘案しつつ、計画的に更新していきます。

また、消防団員の資質向上を図るため、専門的、技術的知識の習得のための講習会の開催、訓練を実施します。

エ　廃棄物処理

ごみの処理は、分別収集の徹底に努めるとともに、ごみの減量化を図り、また、不法投棄に対する監視の徹底、指導の強化などに努めます。

し尿については、下水道、農業集落排水、浄化槽処理など生活排水全体についての長期的な計画に基づき適正に処理を行うよう努めます。

施設の整備に係る目標については、弘前市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

（３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	水道施設整備事業	市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道処理区統合事業	市	
		湯口浄化センター改良事業	市	
		マンホールポンプ設備改築事業（公共）	市	
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設改築事業	市	
		マンホールポンプ設備改築事業（農集）	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

弘前市公共施設等総合管理計画において、下水道については、「点検調査に基づき、施設の重要度や劣化状態に応じて、長寿命化対策を計画的に実施し、実情を踏まえ施設規模を検討した上で、効率的な改築及び維持管理を実施していきます。」としています。

また、公共建築物については、「施設総量の適正化・適正配置、定期的な点検と計画保全による長寿命化､民間ノウハウを積極的に導入し､施設有効活用並びに維持管理費の削減を進めます。」としています。

本計画においてもこれらの計画と同様の方針としており、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

ア　子育て環境の確保

相馬地域の未就学児童に対しては、相馬保育所を前身とする相馬こども園が平成31年4月に開園され、地域子育て支援センターを併設して、保育サービスが提供されています。

また、就学児童については、相馬小学校の「なかよしクラブ」により放課後児童の健全育成を図り、平成26年度からは開設時間や対象児童の年齢を拡充するなど、利便性の向上を図っています。

核家族化の進行、共働き家庭の増加及び地域のつながりの希薄化などにより、子育て世帯への支援体制強化の必要性が高まるなか、これらの施設やクラブを中心とした子育て支援サービスを継続・向上させ、子育て世帯が孤立することのないよう、地域みんなで子どもを見守り育てる環境づくりが必要です。

イ　高齢者福祉

令和2年の国勢調査によると、旧相馬村区域の65歳以上の人口は1,175人で、同区域の全人口の37.8%を占めています。この割合は今後も確実に増加すると予想され、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な高齢者のニーズの多様性に対応した在宅福祉サービスの充実を図りながら、要介護高齢者を社会全体で支えていく介護保険制度の適正な運営が必要です。

旧相馬村区域では、3つの老人クラブが結成され、教養の向上、健康管理、レクリエーションなどの活動を行っています。高齢者が地域の中で生きがいを持って暮らしていくためには、これまで培ってきた知恵や経験を活かす機会を提供することが重要であり、こうした観点から、各種活動を充実させる必要があります。

●老齢人口の推移

（旧相馬村区域）　（単位：人、%）

年度 / 階層別	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
65～69歳	188	4.8	251	6.5	327	8.5	255	6.6	218	6.2	272	8.3	273	8.8
70～74歳	171	4.3	168	4.4	243	6.3	310	8.1	231	6.6	209	6.4	259	8.3
75～79歳	132	3.4	144	3.8	145	3.8	214	5.6	275	7.8	206	6.3	189	6.1
80～84歳	80	2.0	98	2.6	118	3.0	120	3.1	162	4.6	222	6.8	184	5.9
85歳以上	52	1.3	63	1.6	95	2.5	124	3.2	110	3.1	147	4.5	270	8.7
計	623	15.8	724	18.9	928	24.1	1,023	26.6	996	28.3	1,056	32.3	1,175	37.8

（資料：国勢調査）

ウ　その他保健及び福祉の増進

健康は、人が快適な暮らしを送る上での絶対条件であり、旧相馬村区域においても、「自分の健康は自分でつくる」という健康志向の高まりから、健康寿命の延伸を目指し、母子保健事業、成人・老人保健事業などを実施してきました。

今後は、これらの保健事業を総合的に展開し、住民一人ひとりが豊かな生涯を送るための健康づくりを支援していくとともに、医療費の増大を抑えるという観点から、幅広い分野にわたって住民の健康づくりを推進していく必要があります。

また、低所得者、ひとり親家庭、心身障がい者などの要援護者に対する援助対策については、経済的自立と生活意欲の助長促進を図りつつ、地域の人々の思いやりや助け合いの中で、生きがいと安らぎが感じられる生活になるよう配慮することが重要です。そのためには、各種の経済的な援助や福祉活動の充実を図りながら、住民一人ひとりが地域社会における社会福祉の必要性を認識する必要があります。

さらに、社会構造や価値観の変化に伴い、「こころの健康」を保つことも難しくなっており、特に、ひきこもりがちな高齢者にあっては心身ともに健康を保つことが困難となるおそれがあります。旧相馬村区域としては、関係機関との連携を進めながら「こころの健康」づくりに取り組むとともに、ひきこもりがちな高齢者については、孤独を防ぐような保健・福祉対策を推進する必要があります。

（２）その対策

ア　子育て環境の確保

① 未就学児童については、相馬こども園を中心とした保育サービスの充実を支援するとともに、家庭保育中の保護者については子育て支援センターでサポートするなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

② 就学児童については、放課後児童対策として、相馬小学校内の空き教室を活用し開設している「なかよしクラブ」において健全育成を図ります。

イ　高齢者福祉

① 在宅の高齢者に対して、介護予防や総合相談支援、虐待の早期発見などの権利擁護などを行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅での生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。また、地域住民の協力やボランティアなどの活用の中で、高齢者世帯に対する「声かけ運動」などを促進し、在宅高齢者に対するきめ細かなサービスの展開に努めます。

② 介護保険認定者に対するより適切な介護サービスの提供のため、介護サービスをマネジメントするケアマネジャーの資質向上と同時に提供する介護サービスの質の充実を図ります。

③ 高齢者の生きがいづくり、健康づくり、引きこもり防止対策として、相馬地区まるごと健康塾を実施します。

④ 高齢者の地域間交流を活発化するため、老人クラブ活動等への参加機会の拡充に努めるとともに、子ども会などとの世代間交流の機会の充実に努めます。

⑤ 老人クラブについては、高齢者同士の交流、学習、スポーツ、奉仕活動などを一層充実させることにより、大切な生きがいづくりの場となるよう支援します。

ウ　その他保健及び福祉の増進

① 町会連合会地区保健衛生委員会、健康づくりサポーター、食生活改善推進員、健幸（けんこう）増進リーダーの関係団体などとの連携を深めながら、健康づくり運動を展開します。

② 医療費増大を抑える予防医学の観点から、早期発見・早期治療のために各種検診及び人間ドックなどの受診率向上を図ります。特に、働き盛りである壮年層については、受診しやす

い体制づくりに努めるとともに、生活習慣病予防や介護予防の啓発運動に努めます。

③　社会福祉活動の中核となる社会福祉協議会との連携を深めながら、各種社会福祉活動を行います。障がい者支援としては、勤労意欲を阻害する要因の把握に努めるなど、生活指導、就労指導を強化し、自立更生の促進に努めます。

④　社会福祉の必要性が認識される地域社会づくりのために、住民一人ひとりが要援護者に対する理解を深め、ボランティア活動の自発的な実践が拡がるよう、福祉教育の推進と活動への参加促進のための啓発活動を推進し、支援します。

⑤　幅広い年齢層の住民が福祉団体等の活動に参加できるよう、住民が無料で利用できる福祉バスを運行し、福祉活動の活発化を図ります。

⑥「こころの健康」づくり対策として、こころの病気に関する知識やその対処方法について啓発活動を行い、意識を高めるとともに、悩みやストレスについての相談体制を充実させ、予防に努めます。また、ひきこもりがちな高齢者の孤独を防ぐための保健・福祉活動を推進します。

（３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子育て支援センター事業 ①具体的な事業内容 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供により、地域の子育て支援機能の充実を図ります。 ②事業の必要性 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感の増大などが懸念されることから、子育ての負担の軽減を図る必要があります。 ③見込まれる事業効果 子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点により、地域の子育て支援機能が充実し、子育ての不安感等が緩和され、子どもの健やかな育ちの促進が図られます。	市	
	高齢者・障害者福祉	相馬地区まるごと健康塾事業 ①具体的な事業内容 相馬地域の高齢者を対象とした生きがいづくり・健康づくりのための教室及び働き盛り世代を対象とした食育教室を開催します。 ・高齢者教室（4～3 月に毎月 1 回開催） ・食育教室（1 月に 1 回開催） ②事業の必要性	市	

		本事業は、高齢化が進む相馬地域で平成25年より実施しており、住民の健康に対する意識が高まりつつありますが、さらに健康寿命の延伸を図っていくために、今後も継続していく必要があります。 ③見込まれる事業効果 高齢者教室や食育教室の開催を継続していくことで、相馬地域住民の健康への意識や関心の高まりが期待できます。 教室の開催を通じて習得した健康に関する知識や技能を、住民自らが生活の中に取り入れることにより、生活の質の向上と健康寿命の延伸につながることが期待できます。		
		相馬地区福祉バス運営事業 ①具体的な事業内容 相馬地域内の社会福祉関係団体等の活動を支援するため、無料バスを運行します。 年30回、延べ364人 ②事業の必要性 相馬地域住民の健康増進と福祉団体等の活動促進を図ります。 ③見込まれる事業効果 相馬地域内の社会福祉関係団体等を対象に無料バスを運行することで活動が活発になり、要援護者との相互理解が深まるとともに要援護者の社会参加を容易にし、ひいては地域の活性化に貢献することが期待できます。	市	
		高齢者健康トレーニング教室（ロマントピア教室）移転事業（ソフト事業分） ①具体的な事業内容 65歳以上の高齢者が無料で利用可能な「高齢者健康トレーニング教室」について、「星と森のロマントピア」から相馬地域の中心部にある御所温泉へ移転し、利便性向上を図ります。 ②事業の必要性 住み慣れた地域で自立した生活を続けるため、運動習慣の機会を提供し、介護予防を推進する必要があります。 ③見込まれる事業効果 相馬地域において利便性の高い温泉施設に移転することにより、「高齢者健康トレーニング教室」の利用者数や利用頻度の増加が見込まれ、地域住民の健康増進・介護予防に寄与することが期待できます。また、新たな機能が付加されることで、御所温泉の魅力向上にもつながります。	市	
	健康づくり	御所温泉健康推進事業 ①具体的な事業内容 温泉を利用する市民に対して、健康相談員が血圧測定や健康相談を行うことによ	市	

		り、健康増進を図ります。 ②事業の必要性 　健康寿命の延伸を図るためには、地域住民への更なる意識啓発が必要であり、様々な機会をとらえて健康に対する意識を高めていく必要があります。 ③見込まれる事業効果 　地域住民への意識啓発の場に温泉を利用することで、温泉入浴効果と健康への意識づくりの相乗効果が期待されます。		

8. 医療の確保

（１）現況と問題点

旧相馬村区域では、地域の医療を担ってきた国保診療所が平成17年7月に廃止され、廃止後の施設を活用して新たに開設された民間診療所も令和6年12月に閉院しました。

しかし、弘前市内には複数診療科を有する規模が大きな病院が多数あることから、民間診療所に代えて弘前市内の医療機関を利用する住民も多く、自家用車や路線バス、予約型乗合タクシー等を利用した通院へと移行しています。

休日・夜間診療体制では、弘前市急患診療所及び休日在宅医による初期救急医療体制、病院群輪番制による第二次救急医療体制並びに弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターによる第三次救急医療体制により、軽症患者から重症患者までの救急医療提供体制が構築されているほか、小児医療への対応として津軽地域小児救急医療体制が構築されていますが、第二次救急医療体制については、令和4年に整備された弘前総合医療センターを中心に医療体制の再構築が図られています。

旧相馬村区域には、相馬庁舎から約8㎞離れた山間に、国の無医地区及び準無医地区の基準に該当する藍内・沢田の2集落がありますが、民間の診療所が患者送迎を実施しています。

住民が希望する医療の提供を受けられる体制を維持していくためには、津軽地域保健医療圏を構成する市町村及び圏域内の医療機関等が連携・協力していくことが必要です。

（２）その対策

① 津軽地域保健医療圏を構成する市町村及び圏域内の医療機関等の連携・協力により、救急医療提供体制を維持します。

② 民間診療所の患者送迎を継続するほか、令和7年6月に新たに発足した高齢者生活支援を目的とする地域福祉団体による通院の移動支援サービスを活用するなど地区住民の受療機会を確保します。

9. 教育の振興

（1）現況と問題点

ア　義務教育

令和7年現在、旧相馬村区域内の義務教育施設としては、小学校と中学校がそれぞれ1校あり、少子・高齢化や過疎の進行により、児童生徒数は減少傾向にあり、本市教育委員会の推計によると、令和10年の児童生徒数は、平成29年の約4割になると見込まれています。

小学校の校舎は昭和52年に建設されたもので、築後40年以上が経過しています。また、平成14年に建設された中学校の校舎も築後23年が経過しており、安全な教育環境を確保するためには、小・中学校施設ともに、経年劣化による施設の老朽化を踏まえた計画的な修繕・改修が必要です。さらに、中学校には、食物アレルギー食を調理する給食調理設備が設けられていますが、老朽化が著しく、安全・安心な給食の提供のためには、設備の修繕や更新など、適切な維持管理が必要です。

通学環境については、旧相馬村区域の学区は広範囲にわたっており、遠距離から通学する小学校児童の安全を確保するためにも、スクールバスの活用が必要不可欠です。

●学校一覧

《旧相馬村区域》　（単位：人）

学校名	学級数	児童生徒数		
		男	女	計
相馬小学校	8	45	47	92
相馬中学校	5	20	20	40

（令和7年5月1日現在　資料：教育委員会学務健康課）

●児童生徒数の推移・推計

《旧相馬村区域》　（単位:人）

学校名	推　移									推　計		
	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	令8	令9	令10
相馬小学校	151	144	122	123	109	104	99	84	92	69	53	36
相馬中学校	66	68	65	69	72	62	52	47	40	54	48	56

（令和7年5月1日現在　資料：教育委員会学校整備課）

イ　社会教育、スポーツ

旧相馬村区域の社会教育活動は、主に中央公民館相馬館を拠点として実施しています。地域住民を対象とした住民講座「相馬熟（ココジュク）」を原則として月一回開催し、地域の活性化に努めているほか、子ども会活動や高齢者を対象とした移動学習、地域の伝統ある紙漉体験など、地域の特色を活かした取組を継続的に実施しています。しかし、こうした活動への参加者は一部の住民に限られているため、より多くの地域住民が参加できるよう、内容や実施時期、周知方法を検討し、更なる充実を図る必要があります。

スポーツ活動については、相馬地区体育協会が中心となって、地域住民を対象とした各種事業を開催していますが、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などから、参加人数は減少傾向にあります。健康づくりはもとより、地域の連帯意識づくりにおいてもスポーツの果たす役割は大きいことから、より多くの住民が参加できる事業を展開するとともに、競技力の向上に向け、指導者や競技団体の育成を推進する必要があります。

ウ　社会教育施設、集会施設、体育施設

旧相馬村区域の社会教育施設である中央公民館相馬館は、地域の生涯学習の拠点として公民館事業や学習活動を行い、地域住民に広く利用されています。同館は、地域住民の要望などにより、平成25年3月から相馬総合支所と御所温泉との複合施設となりました。昭和57・58年度に多目的研修集会施設として設置された「長慶閣」は、地域住民の様々な集会や催事のために利用されていますが、経年劣化による老朽化が散見されることから、利用者が安全に利用するため、老朽箇所の改修が必要です。平成元年に設置された天文台は、平成25年に改修しているものの、設置から37年経過しており、社会教育施設として安全に利用できるよう、維持管理が必要です。

集会施設の相馬ふれあい館は、地域住民の各種研修会やレクリエーションなどの場として利用されており、平成27年4月2日、地域住民の要望などにより施設をリニューアルしたほか、運動広場を整備し、駐車場も収容台数49台を確保しています。

また、各町会には集会所がそれぞれ1か所あり、地域のコミュニティ施設として活用されていますが、その多くは老朽化しています。地域の伝統である紙漉体験を実施し、地域内外の人々から好評を博している「紙漉の里」もその一つで、紙漉の活動を継続するためにも、施設設備の更新が必要です。

体育施設は6施設（一部休止）あり、スキー、野球、ゲートボールなど各種競技が盛んに行われるなど、地域住民に広く活用されています。しかし、施設の大部分は整備後かなりの年数が経過しており、利用率の高いスキー場や野球場等の安全快適な利用を継続するためには、老朽箇所の改修が必要な状況となっています。

●社会教育施設設置状況

《旧相馬村区域》

施　設　名	建設年次	建設面積	備　考
中央公民館相馬館	昭和48年	491.97㎡	平成25年移転新築
（長慶閣）	昭和58年	935.40㎡	平成25年改修
弘前市天文台	平成元年	230㎡	平成25年改修

●集会施設設置状況

《旧相馬村区域》

施　設　名	建設年次	建設面積	備　考
相馬ふれあい館	昭和52年	467.62㎡	平成26年改修

●体育施設設置状況

《旧相馬村区域》

施　設　名	主要目的	面　積	備　考
相馬ふれあい館運動広場	各種競技	1,230㎡	ナイター設備
星と森のロマントピア そうまロマントピアスキー場	スキー	32,109㎡	〃
相馬球場	野球、サッカー ゲートボール広場	20,069㎡	〃
星と森のロマントピア テニスコート	テニス	6,340㎡	ナイター設備 シャワー室、トイレ付 令和7年4月1日から休止
体育館	室内各種競技	1,848㎡	シャワー室、トイレ付 (学校開放事業による)
星と森のロマントピア 温水プール	水泳	1,800㎡	25m×4コース 令和7年11月1日から休館

（２）その対策

ア　義務教育

①　老朽化した学校施設の危険箇所を把握し、改修の優先度を見極めるため、小・中学校ごとにメンテナンスサイクルを設定し、計画的に改修することにより、学校施設の長寿命化に努めます。

②　安全・安心な給食提供を継続するために、老朽化の著しい西部学校給食センター相馬中学校分室の給食調理設備を改修します。

③　遠距離通学児童の安全・安心な通学環境を確保するため、スクールバスの運行を計画的に実施します。

イ　社会教育、スポーツ

①　生涯にわたって自己を磨き高めようとする地区住民の学習ニーズに応えるため、家庭・地

域・学校が連携し、多様な学習機会と充実した学習情報の提供に努めます。また、体制づくりを推進するためには、社会教育職員の資質向上が不可欠であることから、職員研修等を通じて人材育成を図ります。

② 参加意識や学習意欲が高まるよう、主催事業の開催についてはアンケート調査を実施して地域住民の意見を反映させます。

③ 地域住民のスポーツ意識を高めるため、スポーツ指導員などを活用し、ニーズに沿った各種スポーツ・レクリエーション教室を積極的に開催するほか、相馬地区体育協会への支援を継続して実施します。

ウ 社会教育施設、集会施設、体育施設

① 大勢の地域住民が集会等を催すことができる多目的研修集会施設「長慶閣」の利用を今後も継続していくために、老朽化している施設設備を計画的に改修します。

② 相馬地域の特色ある文化体験活動「紙漉体験」などのコミュニティ活動を推進するために、その会場となる集会所やその設備の改修・修繕を支援します。

③ 地域住民に広く活用されているスキー場や野球場等の安全な利用に供するため、損傷箇所や危険箇所を把握し、計画的に修繕、改修して、適正な管理運営に努めます。

④ 相馬地域をはじめ、多くの方に天文に関する学習を深めていただくため、施設を計画的に修繕し、適正な管理運営に努めます。

施設の整備に係る目標については、弘前市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

（３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 給食施設	西部学校給食センター相馬中学校分室整備事業	市	
	体育施設	相馬球場改修事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	相馬小学校スクールバス運営事業 ①具体的な事業内容 相馬小学校に就学する児童の登下校時の送迎（登校時2便、下校時1便）及び、学校校外行事に係る児童の移送に係る運行業務等を委託により実施します。 ②事業の必要性 相馬小学校の通学区域は旧相馬村全域と広範囲にわたりますが、公共交通機関がないことから、相馬小学校に就学する児童の通学手段及び利便性を確保する必要があります。	市	

		③見込まれる事業効果 　遠距離から相馬小学校まで通う児童が支障なく通学できるようになり、保護者の負担軽減につながります。		
	生涯学習・スポーツ	相馬地区スポーツ振興事業費補助金 ①具体的な事業内容 　相馬地区体育協会が行うスポーツの普及振興及び競技力の向上を図るための事業に対して補助するものです。 ②事業の必要性 　相馬地域住民のスポーツ普及振興及び競技力向上のために実施される、各種事業の運営には、相応の経費を必要とし、体育協会の負担金及び協賛金等だけでは十分な効果が期待できないため、引き続き補助を行う必要があります。 ③見込まれる事業効果 　相馬地域住民のスポーツ普及及び競技力向上が図られ、健康づくりや地域の連帯意識づくりが推進されます。	市・相馬地区体育協会	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

弘前市公共施設等総合管理計画では、「学校施設については、『弘前市立小・中学校の教育改革に関する基本方針』に基づき、教育上の望ましい集団活動が実践できる教育環境を整えていきます。」「老朽化が進んでいる施設については、危険箇所の把握・改修を優先的に進めるとともに、構造体の耐力度や外装・インフラ整備等の劣化状況を把握し、計画保全・予防保全により、施設の長寿命化に努めます。」としています。

また、その他の施設は「将来を見据えた行政サービスの提供の必要性を明確にし、市民ニーズや施設の性能なども含め、施設ごとの利活用の方向性を検討していきます。」「市民サービスの維持・向上のために施設の複合化や多目的化を進めます。」としており、「施設の管理にあたっては、維持管理業務の内容や発注方法等の見直しを行い、維持管理費の縮減に努めます。」としています。

本計画においてもこれらの計画と同様の方針としており、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10. 集落の整備

（１）現況と問題点

旧相馬村区域の集落は、明治22年の村制施行により、湯口、黒滝、五所、水木在家、紙漉沢、坂市、藤沢、相馬、大助、藍内、沢田の11大字をもって相馬村とし、昭和8年、舟打鉱山の発展に伴い行政区に舟打地区を加えました。昭和22年の地方自治法の施行とともに大字相馬の区域から山田、前相馬、桐ノ木沢の集落が分かれ、15行政区に区画されましたが、昭和37年9月、貿易自由化の影響による舟打鉱山の閉山とともに、舟打地区は除外されました。

その後、昭和56、57年の市営住宅（4棟）建設により安田地区を、また、平成10年には宅地造成により誕生した昴地区を加え、現在16の行政区となっています。

集落別の世帯数と人口の推移は、次の表のとおりです。

●集落別の世帯数と人口の推移

（旧相馬村区域）

区分 / 集落名	世帯数										増減率(%)
	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	S35～R2
湯口	138	153	154	152	151	151	156	155	156	156	13.0
昴						66	90	88	88	90	皆増
安田				52	51	52	52	47	54	54	皆増
黒滝	65	74	75	80	80	80	87	88	87	89	36.9
五所	109	111	117	120	125	129	130	126	118	135	23.9
水木在家	60	61	63	65	67	65	66	65	68	65	8.3
紙漉沢	134	135	138	138	137	132	128	131	118	129	△ 3.7
坂市	47	50	49	51	50	46	49	46	40	41	△ 12.8
藤沢	47	44	44	44	44	42	42	42	40	40	△ 14.9
相馬	58	59	58	55	55	56	55	56	57	55	△ 5.2
山田	37	39	34	37	38	36	33	29	30	29	△ 21.6
大助	42	40	39	37	38	37	37	34	35	34	△ 19.0
前相馬	33	29	31	32	30	29	30	28	24	23	△ 30.3
桐ノ木沢	29	29	29	29	27	26	26	25	25	24	△ 17.2
藍内	41	32	29	28	30	27	27	24	23	21	△ 48.8
沢田	32	31	19	19	17	14	12	10	10	9	△ 71.9
舟打	181										皆減
計	1,053	887	879	939	940	988	1,020	994	973	994	△ 5.6

区分 / 集落名	人　口										増減率(%)
	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	S35～R2
湯口	771	723	718	665	663	631	622	555	582	556	△ 27.9
昴						234	318	278	265	249	皆増
安田				181	164	152	128	120	126	120	皆増
黒滝	380	358	335	337	306	305	306	293	268	265	△ 30.3
五所	620	536	510	503	535	517	507	485	426	454	△ 26.8
水木在家	369	298	299	270	267	256	248	232	230	216	△ 41.5
紙漉沢	716	650	618	588	568	527	523	481	432	382	△ 46.6
坂市	297	238	237	220	207	226	229	206	173	180	△ 39.4
藤沢	251	216	188	184	184	170	167	150	144	116	△ 53.8
相馬	310	273	260	228	222	192	181	183	170	154	△ 50.3
山田	218	186	172	164	142	138	125	104	94	85	△ 61.0
大助	238	196	197	165	162	150	151	129	122	114	△ 52.1
前相馬	178	118	141	143	116	106	107	91	70	64	△ 64.0
桐ノ木沢	170	159	153	136	134	126	113	110	102	92	△ 45.9
藍内	246	189	131	107	100	84	79	64	58	46	△ 81.3
沢田	192	136	79	64	58	39	36	31	26	23	△ 88.0
舟打	745										皆減
計	5,701	4,276	4,038	3,955	3,828	3,853	3,840	3,512	3,288	3,116	△ 45.3

（資料：国勢調査）

昭和35年と令和2年を比較すると、昴地区と安田地区を除く全ての集落で人口が減少しています。特に、小規模で山間地に位置する藍内と沢田地区では8割を超える著しい減少となっており、現状のままでは集落機能の維持が著しく困難な状況となっています。

こうした事態を打開するため、価値観や生活様式の多様化などにより住民の連帯感が希薄化し、地域の共同活動が停滞する中、平成27年からは旧相馬村区域に地域おこし協力隊を配属しており、現在までの間、農作業や地域との様々な交流、地域で収穫したりんご・ブルーベリー等果物を使用した特産品開発、地域の魅力に関するSNSを活用した各種情報発信など、各分野の中心となって活動しています。

人口減少が進む中において地域を持続させていくためには、各種団体のコミュニティ活動やボランティア活動、スポーツ活動を活性化しながら、地域の慣習や伝統などの特性を活かした自主的、主体的な取組を支援し、また、それぞれの集落住民が抱える課題（困り事）を自ら解決していく新たな地域コミュニティ組織づくりを進めることが必要です。

（２）その対策

それぞれの集落で、住民一人ひとりが課題解決に向けて、主体的に取り組む住民自治の仕組みを構築するため、旧相馬村区域住民で構成する協議会を設置するとともに、引き続き地域おこし協力隊を配置し、そして新たに集落支援員の配置を検討しながら集落の目配り役を担う人材を育成し、集落の巡回、状況把握等を実施します。

そして、地域おこし協力隊が行った12歳以上の相馬地区全住民へのアンケート結果等をもとに、令和7年9月に協力隊と相馬地区町会連合会が連携して制作した「集落の教科書」を活用しつつ、引き続き集落に関する情報の収集・整理や地域住民等への情報提供に努め、将来にわたって地域の慣習や伝統などの特性を活かすことのできる事業の実施を検討します。



11. 地域文化の振興等

（１）現況と問題点

旧相馬村区域には、沢田地区で毎年、旧暦の小正月に行われ、450年以上続いている伝統行事の「ろうそくまつり」や、獅子舞、登山囃子などの伝統芸能のほか、貴重な文化財がありますが、少子高齢化の進行等により人材が不足し、継承が困難になりつつあります。

伝統行事や伝統芸能といった地域に根差した文化を次代に引き継いでいくことは、魅力あるまちづくりに必要不可欠な要素であり、これらを継承していくためには人材育成や地域住民への啓発等の取組を推進することが必要です。

（２）その対策

伝統行事、伝統芸能など活動の指導者の確保、養成に努めるとともに、サークルなどの活動の支援、育成に努めます。

また、住民が手軽に地域文化を学習できる機会を設け、郷土に対する誇りと愛着心を高める環境づくりを推進します。



（３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	奇習・神秘ろうそくまつり伝承事業費補助金 ①具体的な事業内容 毎年、旧暦の小正月に岩屋堂の岩肌にろうそくを立て、ろうの流れ具合で豊作等を占う神事を実行する団体に対し、運営に要する費用の一部を支援します。 ②事業の必要性 まつりを継承していた地区住民が高齢化し人口も 18 人となったため、地区の力だけで 450 年以上続く伝承事業を存続させることが著し	市・沢田ろうそくまつり実行委員会	

		く困難となったことから、運営費用の支援が必要です。 ③見込まれる事業効果 　沢田地区だけでは存続できない、伝統的な神事を実行委員で運営し続けていくことにより地域文化が伝承され、集落の維持につながることが期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。		

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現況と問題点

旧相馬村区域には、かつて旧相馬村役場があった場所に、御所温泉(交流施設機能)、中央公民館相馬館(公民館機能)、相馬総合支所(行政機能)を複合した施設として、相馬庁舎が配置されています。

相馬庁舎では建設当初から温室ガスを削減し、環境への負荷を減らし、維持管理コストを低減化するため、太陽光発電設備を設置しています。

また、御所温泉から出る廃湯を熱源として再利用し、御所温泉の駐車場の融雪及び建物の暖房設備の一部として活用し、省エネルギー等の施策を行っていますが、経年劣化による設備の故障等が発生していることから、定期的に点検を行い、必要に応じて改修するとともに維持管理を行う必要があります。

（２）その対策

定期的な点検に基づいて計画的に整備及び改修を行い、設備の長寿命化を図ります。

施設の整備に係る目標については、弘前市公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとします。

（３）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	御所温泉省エネルギー対策事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

弘前市公共施設等総合管理計画において、複合施設については「今後も長く使用していく施設については、定期的な点検に基づく計画的な保全を行い施設の長寿命化を目指します。」としています。

本計画においてもこれらの計画と同様の方針としており、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
1　移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成				
2　産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第１次産業	有害鳥獣駆除活動事業費補助金 ①具体的な事業内容 　有害鳥獣による、農業従事者の生命又は身体に係る被害や農作物の被害を防ぐため、相馬地区ハンタークラブが行う駆除や追い払い活動に要する経費を補助します。 ②事業の必要性 　有害鳥獣による農作業被害対策を行い、生産活動環境の安全・安心を保ち、農林業の健全な発展を図る必要があります。 ③見込まれる事業効果 　農業従事者の生命又は身体及び作物の被害を防ぐことにより、農業の安全・安心な活動の継続が図られるとともに、農業所得の高収入化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。	市・ 相馬ハンター クラブ	農業従事者の生命又は身体及び作物の被害を防ぐことにより、農業の安全・安心な活動の継続が図られるとともに、農業所得の高収入化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。
		相馬昴農園運営事業 ①具体的な事業内容 　農業指導を行う指導員の報酬や需用費・役務費等運営管理に必要な経費を支出します。 ②事業の必要性 　相馬昴農園は、旧相馬村区域における農業振興を目的とした施設であり、利用者は区域内外含め多数いますが、料金収入等による独立採算は困難であることから、存続のためには、本市が負担する必要があります。 ③見込まれる事業効果 　農園での体験を通じて、多くの来訪者が農業の大切さを理解し、将来の農業を担う人材育成が図られること、また、農園での農業体験を通じて、旧相馬村区域の魅力が広く理解され、地域の持続的発展に資する事業です。	市	農園での体験を通じて、多くの来訪者が農業の大切さを理解し、将来の農業を担う人材育成が図られること、また、農園での農業体験を通じて、旧相馬村区域の魅力が広く理解され、地域の持続的発展に資する事業です。
	商工業・6 次産業	地域資源付加価値創造事業 ①具体的な事業内容 　本市が主導し、旧相馬村区域の地域住民を巻き込んで地域資源を活用した加工品を試作して商品化を検討し、地域資源の付加価値を高める取組を行います。 　商品の販売までの仕組みを作り、地域住民自らが主体となって自走させることで、特産品の生産・販売を継続展開することにより、地域の産業振興を図ります。	市	旧相馬村区域の食材や工芸品等の地域資源を活用し、付加価値を高める地域特有の魅力ある特産品を開発することにより、地域の認知度向上、製造業の振興に寄与し、旧相馬村区域の産業振

		②事業の必要性 　旧相馬村区域の製造業は、人口減少や少子高齢化に伴い、生産能力が低下し、活気がみられない状況です。しかし、地域には、農産物生産・活用に携わる中で培ってきた豊富な知識や経験を有する人材があり、その力を集約し地域特有の魅力ある商品開発に臨むことで、付加価値を高める特産品の開発につなげます。地域住民のノウハウやアイデアを生かして特産品を開発することにより、地域の認知度向上、製造業の振興に寄与し、旧相馬村区域の産業振興を図ることが必要です。 ③見込まれる事業効果 　旧相馬村区域の中で、改めて農産物や工芸品等の資源や人的資源を見直して特産品を開発・商品化し、その魅力を発信することにより、地域の認知度向上、製造業の振興に寄与し、地域産業の振興が図られます。また、魅力発信が地域への誘客を促し、加工品生産活動等により住民同士の絆が強まり、人的交流による地域の活性化にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。		興が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に必要な事業です。
3　地域における情報化				
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域内フィーダー系統確保維持費補助金 ①具体的な事業内容 　民間交通機関が行う、旧相馬村区域における予約型乗合タクシーの運行に対し支援します。 ②事業の必要性 　路線再編によりバス路線の空白地帯が発生したため、高齢者や学生などの交通手段を確保する必要があります。 ③見込まれる事業効果 　旧相馬村区域の住民の交通手段が確保されることにより、生活の利便性が保たれ、ひいては集落の維持が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。	市・民間交通機関	バス路線の空白地帯で運行している、民間交通機関に支援を行うことで、住民の交通手段が確保されることにより、生活の利便性が保たれ、ひいては集落の維持が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に必要な事業です。
5　生活環境の整備				
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	地域子育て支援センター事業 ①具体的な事業内容 　子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供により、地域の子育て支援機能の充実を図ります。 ②事業の必要性 　少子化や核家族化の進行､地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しており、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感の増大などが懸念されることか	市	相馬地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育ての負担を軽減し、子どもの健やかな育ちの促進が図られます。

		ら、子育ての負担の軽減を図る必要があります。 ③見込まれる事業効果 子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点により、地域の子育て支援機能が充実し、子育ての不安感等が緩和され、子どもの健やかな育ちの促進が図られます。		
	高齢者・障害者福祉	相馬地区まるごと健康塾事業 ①具体的な事業内容 相馬地域の高齢者を対象とした生きがいづくり・健康づくりのための教室及び働き盛り世代を対象とした食育教室を開催します。 ・高齢者教室（4～3 月に毎月 1 回開催） ・食育教室（1 月に 1 回開催） ②事業の必要性 本事業は、高齢化が進む相馬地域で平成 25 年より実施しており、住民の健康に対する意識が高まりつつありますが、さらに健康寿命の延伸を図っていくために、今後も継続していく必要があります。 ③見込まれる事業効果 高齢者教室や食育教室の開催を継続していくことで、相馬地域住民の健康への意識や関心の高まりが期待できます。 教室の開催を通じて習得した健康に関する知識や技能を、住民自らが生活の中に取り入れることにより、生活の質の向上と健康寿命の延伸につながることが期待できます。	市	高齢者教室や食育教室の開催継続により地域住民の健康への意識や関心の高まりが期待でき、教室開催を通じて習得した健康に関する知識や技能を住民自らが生活の中に取り入れることにより、生活の質の向上と健康寿命の延伸が期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に必要な事業です。
		相馬地区福祉バス運営事業 ①具体的な事業内容 相馬地域内の社会福祉関係団体等の活動を支援するため、無料バスを運行します。 年 30 回、延べ 364 人 ②事業の必要性 相馬地域住民の健康増進と福祉団体等の活動促進を図ります。 ③見込まれる事業効果 相馬地域内の社会福祉関係団体等を対象に無料バスを運行することで活動が活発になり、要援護者との相互理解が深まるとともに要援護者の社会参加を容易にし、ひいては地域の活性化に貢献することが期待できます。	市	社会福祉関係団体等を対象に無料バスを運行することで、活動が活発になり、要援護者との相互理解が深まるとともに、要援護者の社会参加を容易にし、ひいては地域の活性化に貢献することが期待できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に必要な事業です。
		高齢者健康トレーニング教室（ロマントピア教室）移転事業（ソフト事業分） ①具体的な事業内容 65 歳以上の高齢者が無料で利用可能な「高齢者健康トレーニング教室」について、「星と森のロマントピア」から相馬地域の中心部にある御所温泉へ移転し、利便性向上を図ります。 ②事業の必要性 住み慣れた地域で自立した生活を続けるため、運動習慣の機会を提供し、介護予防を推進する必	市	65 歳以上の高齢者が無料で利用可能な「高齢者健康トレーニング教室」について、同地域に所在する、より利便性の高い御所温泉へ教室を移転するものです。

		要があります。 ③見込まれる事業効果 　相馬地域において利便性の高い温泉施設に移転することにより、「高齢者健康トレーニング教室」の利用者数や利用頻度の増加が見込まれ、地域住民の健康増進・介護予防に寄与することが期待できます。また、新たな機能が付加されることで、御所温泉の魅力向上にもつながります。		相馬地域において利便性の高い温泉施設に移転することにより、「高齢者健康トレーニング教室」の利用者数や利用頻度の増加が見込まれ、地域住民の健康増進・介護予防に寄与することが期待できます。
	健康づくり	御所温泉健康推進事業 ①具体的な事業内容 　温泉を利用する地域住民に対して、健康相談員が血圧測定や健康相談を行うことにより、健康増進を図ります。 ②事業の必要性 　健康寿命の延伸を図るためには、地域住民への更なる意識啓発が必要であり、様々な機会をとらえて健康に対する意識を高めていく必要があります。 ③見込まれる事業効果 　地域住民への意識啓発の場に温泉を利用することで、温泉入浴効果と健康への意識づくりの相乗効果が期待されます。	市	健康寿命の延伸を図るため、地域住民への更なる意識啓発のため必要な事業です。
7　医療の確保				
8　教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	相馬小学校スクールバス運営事業 ①具体的な事業内容 　相馬小学校に就学する児童の登下校時の送迎（登校時 2 便、下校時 1 便）及び、学校校外行事に係る児童の移送に係る運行業務等を委託により実施します。 ②事業の必要性 　相馬小学校の通学区域は旧相馬村全域と広範囲にわたりますが、公共交通機関がないことから、相馬小学校に就学する児童の通学手段及び利便性を確保する必要があります。 ③見込まれる事業効果 　遠距離から相馬小学校まで通う児童が支障なく通学できるようになり、保護者の負担軽減につながります。	市	遠距離からの通学手段が確保されることにより、児童が必要な教育を受けることが可能となり、学力の向上が図られ、人材の育成へとつながることから、地域の持続的発展に資するものです。
	生涯学習・スポーツ	相馬地区スポーツ振興事業費補助金 ①具体的な事業内容 　相馬地区体育協会が行うスポーツの普及振興及び競技力の向上を図るための事業に対して補助するものです。 ②事業の必要性 　相馬地域住民のスポーツ普及振興及び競技力向	市・相馬地区体育協会	旧相馬村区域の住民のスポーツ普及や競技力向上が図られ、健康づくりや地域の連帯意識づくりが推進されることで、平均寿命の向上や地域

		上のために実施される、各種事業の運営には、相応の経費を必要とし、体育協会の負担金及び協賛金等だけでは十分な効果が期待できないため、引き続き補助を行う必要があります。 ③見込まれる事業効果 　相馬地域住民のスポーツ普及及び競技力向上が図られ、健康づくりや地域の連帯意識づくりが推進されます。		活力の活性化につながることから、地域の持続的発展に資するものです。
9　集落の整備				
10　地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	奇習・神秘ろうそくまつり伝承事業費補助金 ①具体的な事業内容 　毎年、旧暦の小正月に岩屋堂の岩肌にろうそくを立て、ろうの流れ具合で豊作等を占う神事を実行する団体に対し、運営に要する費用の一部を支援します。 ②事業の必要性 　まつりを継承していた地区住民が高齢化し人口も 18 人となったため､地区の力だけで 450 年以上続く伝承事業を存続させることが著しく困難となったことから、運営費用の支援が必要です。 ③見込まれる事業効果 　沢田地区だけでは存続できない、伝統的な神事を実行委員で運営し続けていくことにより地域文化が伝承され、集落の維持につながることが期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。	市･沢田ろうそくまつり実行委員会	沢田地区だけでは存続できない、伝統的な神事を実行委員で運営し続けていくことにより地域文化が伝承され、集落の維持につながることが期待されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業です。
11　再生可能エネルギーの利用の推進				